

自己点検評価書

－北海道教育大学の国際交流・協力－

平成25年3月

国立大学法人北海道教育大学

目 次

はじめに	1
I. 本学の自己評価	3
1. 本学の自己評価	5
2. 点検評価実施要項	7
II. 自己評価「国際交流・協力」	15
観点 1	17
観点 2	26
観点 3	37
観点 4	63
基準の分析結果	69

はじめに

国立大学法人の自己評価は、学校教育法第109条の第1項に基づき、義務化されたものであり、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されています。

本学では、学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、学則第1条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己評価について規定しています。

また、自己評価を2年に1度実施し、翌年度にその結果について、外部評価を受けることとしています。

これまで、基本項目のうち、「学生支援等」（平成18-19年度）、「社会貢献」（平成20-21年度）、「大学運営」（平成22-23年度）の3項目について自己評価及び外部評価を実施してきました。

平成24年度の自己評価については、「国際交流・協力」を選択することとしました。これは、学長のアクションプラン2009-2011に基づき、平成23年度に、国際化を戦略的に推し進めるための方針として「国際化推進基本計画」及びその具体的な実施計画である「国際化に向けてのアクションプラン」が策定されたのを機に、これまでの本学の国際化の在り方について検証を行い、成果や課題を明らかにし、今後の国際化に向けた取り組みの一層の向上を図ることを目的としたものです。

また、大学教育改革の柱として、グローバル人材育成のための大学の国際化が求められています。本学の国際交流・協力活動の現状と課題を明確にすることは、大学改革を推し進めるうえでも重要となってきます。

なお、平成25年度には、この自己点検評価書「北海道教育大学の国際交流・協力」を基に外部評価者による外部評価を受けます。

最後に、本評価書をまとめるにあたり、大学計画評価室の先生方、また自己評価活動の実施主体となった国際交流・協力センターおよび関係部局等の皆様に多大なるご尽力をいたいたことに厚くお礼申し上げます。

大学計画評価室長 芝 木 邦 也

I . 本学の自己評価

1. 本学の自己評価

本学では、学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、学則第1条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定し、独自にテーマや評価基準を設定して行う自己評価を2年に1回実施することとしています。

さらに、その翌年度には、自己評価の結果について、外部の有識者による点検・評価を受けることで、今後の課題を明らかにすることを目的として、外部評価を実施することとしています。

これら積極的な評価活動を通して、大学運営の改善を図り、その一層の向上に役立てています。

(1) 実施方法

本学において大学全体に係る評価は「大学計画評価室」が総括し、実施することとなっています。大学計画評価室は、「国立大学法人北海道教育大学点検評価規則」(以下「点検評価規則」という。)において掲げた基本項目から、自己評価をする時点での大学の状況において最も適切な項目を選択し、体制や役割分担、評価基準や観点等、必要な事項を定めた「点検評価実施要項」(7頁参照)を策定し、自己評価を実施しています。

点検評価規則抜粋

(自己評価等実施体制)

第3条 自己評価、認証評価並びに法人評価に係る本学が行う点検及び評価（以下「自己評価等」という。）並びに外部評価の企画、立案及び実施に関する統括は、大学計画評価室が行う。

(自己評価等の実施)

第6条 自己評価等の実施は、点検評価実施要項に基づき、部局等がそれぞれ所掌する業務について行い、これらを踏まえて、大学計画評価室が本学全体について行うものとする。

2 第2条第1号に規定する自己評価は、原則として2年に1回実施するものとする。

(自己評価の基本項目及び実施区分)

第9条 自己評価の基本項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育
- (2) 研究
- (3) 学生支援
- (4) 社会貢献
- (5) 国際交流
- (6) 大学運営
- (7) 施設・設備
- (8) その他必要と認められる項目

2 自己評価は、前項の基本項目ごとに対象を設定し、行うものとする。

(評価項目等)

第10条 前条第2項の対象には、対象ごとに具体的な評価の項目(以下「評価項目」という。)及び評価の基準を定めるものとする。

(2) 改善のプロセス

自己評価の結果をより一層の業務の向上に役立てるために、改善のためのプロセスを点検評価規則において明確にしています。

点検評価規則抜粋

(自己評価等の結果に基づく改善)

第14条 学長は、第11条第2項（教育研究評議会及び経営協議会の議を経て、決定した自己評価等の結果）の自己評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学計画評価室に提出しなければならない。
- 3 大学計画評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(3) 自己評価から外部評価へ

本学では、自己評価と外部評価を1つのサイクルと位置付け、業務の質的向上と一層の充実を図ることを目的として、自己評価を実施した翌年度にその結果について、外部の有識者による点検・評価を受けることとしています。

点検評価規則抜粋

(外部評価の実施)

第15条の2 外部評価の実施は、原則として自己評価を実施した翌年度に、点検評価実施要項に基づき行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、第11条第2項及び第12条第2項の自己評価等の結果についても、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

(外部評価の結果に基づく改善及び公表)

第15条の3 学長は、前条の外部評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、部局等の長に改善を指示するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の指示を受けたときは、改善案を作成し、指定された期日までに大学計画評価室に提出しなければならない。
- 3 大学計画評価室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。
- 5 大学計画評価室は、外部評価の結果及び改善策を基に外部評価報告書を作成し、学長に報告するものとする。
- 6 学長は、教育研究評議会及び経営協議会の議を経て外部評価報告書を決定し、公表するものとする。

2. 点検評価実施要項

平成 24 年度は基本項目の中から、「国際交流・協力」をテーマとして設定し、以下に示す点検評価実施要項に基づき、自己評価を実施しました。

点検評価実施要項 平成 24 年度自己評価「国際交流・協力」

I 自己評価の目的

大学が自発的に行う自己評価については、学校教育法 109 条第 1 項において、「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定され、さらに同法施行規則第 166 条において「大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」とが規定されています。

本学では、学則第 2 条において「教育研究水準の向上を図り、学則第 1 条に規定する本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と自己評価について規定し、以下のことを目的として実施しており、その実施にあたり必要な事項は「点検評価規則」において明文化しています。

- ① 本学の教育研究活動等について自己点検・評価することを通じて改善を図り、その一層の向上に役立てる。
- ② 評価結果を広く社会へ発信することによって本学の教育研究活動等の現況を明らかにし、公共教育機関としての説明責任を果たす。

II 自己評価の項目

自己評価の項目は、以下の基本項目からなり、点検評価規則第 9 条第 1 項に規定されています。

【自己評価の基本項目】(本学「点検評価規則」より抜粋)

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 教育 | (5) 国際交流 |
| (2) 研究 | (6) 大学運営 |
| (3) 学生支援 | (7) 施設・設備 |
| (4) 社会貢献 | (8) その他必要と認められる項目 |

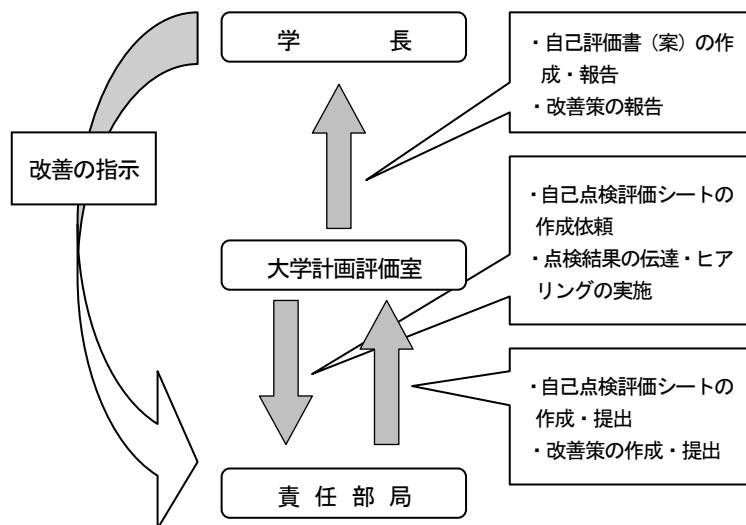
本学では、自己評価を 2 年に 1 度実施し、翌年度にその結果について、外部評価を受けることとしています。また、評価結果を受けての改善プロセスを明確にし、いわゆる PDCA サイクルによる評価活動を確立し、教育研究活動等の質の向上を図る環境を整備しています。

これまで、本学では基本項目のうち、「学生支援等」(平成 18-19 年度),「社会貢献」(平成 20-21 年度),「大学運営」(平成 22-23 年度) の 3 項目について自己評価及び外部評価を実施してきました。

平成24年度の自己評価については、大学計画評価室において検討した結果、点検評価規則に規定する基本項目のうち「国際交流」を選択することとしました。これは、学長のアクションプラン 2009-2011に基づき、平成23年度に、国際化を戦略的に推し進めるための方針として「国際化推進基本計画」及びその具体的な実施計画である「国際化に向けてのアクションプラン」が策定されたのを機に、これまでの本学の国際化の在り方について検証を行い、成果や課題を明らかにし、今後の国際化に向けた取り組みの一層の向上を図ることを目的とするものです。

III 自己評価の実施方法

1. 大学計画評価室は、「国際交流・協力」に係る評価基準及び観点を定め、自己評価を行う責任部局に提示します。
2. 責任部局は、大学計画評価室が定めた評価基準の観点ごとに、客観的な根拠・データに基づき自己評価を行い、その評価結果について「自己点検評価シート」を作成し、大学計画評価室に提出してください。
3. 大学計画評価室は、責任部局から提出された「自己点検評価シート」を点検し、必要に応じてヒアリング等を実施します。
4. 大学計画評価室は、最終的な「自己点検評価シート」を基に、全体について総括し、自己評価書（案）を作成します。また、必要に応じて改善に関する意見を付して、学長に報告します。
5. 学長は、役員会の議を経て、自己評価書を決定するとともに、監事に報告します。
6. 学長は、決定した自己評価書をホームページ等により公表します。
7. 学長は、自己評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、責任部局に改善を指示します。
8. 改善の指示を受けた責任部局は、その改善策（部局案）を作成し、大学計画評価室に提出します。
9. 大学計画評価室は、提出された改善策（部局案）に意見を付して学長に報告します。
10. 学長は、改善策を決定し、監事に報告します。



IV 評価基準

「国際交流・協力」に係る評価基準、観点及び責任部局は以下のとおりです。

基 準	大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。
観 点	1 国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。
	2 国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。
	3 国際交流・協力活動を適切に実施し、成果を上げているか。 視点①：教育・学生交流 視点②：研究交流 視点③：国際協力
	4 国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。
責任部局	国際交流・協力センター

V 自己点検評価シートの作成要領

責任部局は、以下に従って、自己評価を実施し、自己点検評価シート（別紙1）を作成してください。

【観点ごとの分析】

- 1 はじめに、基準に対応して示された観点に従って、現在の状況について分析する必要があります。観点は、基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては全ての観点に係る状況の分析を行ってください。
なお、観点3は視点ごとの分析をした上で、観点の総括的な分析を行ってください。
- 2 観点の分析に当たっては、「観点に係る状況」「分析結果」「その根拠理由」及び「優れている点及び改善を要する点」を記述してください。
 - (1) 「観点に係る状況」は、自己点検評価シート提出時までの間の自己評価が可能な現在の状況について、「観点に関する説明」（別紙2に記載）を踏まえ記述してください。この際、取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。
なお、当該観点の状況が明確になるよう、現在に至るまでの経緯や過去の状況を含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じて適切に記述してください。
また、必要に応じて関連部局と連携して分析を行ってください。
※ 別紙2には、分析を行う際の留意点である「観点に関する説明」のほか、「資料例」「想定される関連部局」を例示していますので、参考にしてください。
 - (2) 「分析結果」「その根拠理由」は、「観点に係る状況」についての分析結果を4段階で自己評価

し、それを導いた理由を、「観点に係る状況」に記載した取組や活動の内容等の客観的事実を示しつつ記述してください。

- (3) 「優れている点及び改善を要する点」は、分析結果を踏まえて、特に重要なと思われる点を「優れている点」または「改善を要する点」として抽出し、記述してください。
なお、抽出する事項がない場合は、「該当なし」と記述してください。

○ 記載上の注意

- 1 「観点に係る状況」及び「分析結果とその根拠理由」は600字程度で記述してください。
- 2 使用する書体は、原則として明朝体で、字の大きさは9ポイントとしてください。
- 3 資料・データ等は、原則として「観点に係る状況」の本文中に記載してください。その際、資料・データ名及び出典を付記してください。
なお、本文に挿入した資料・データ部分は文字数のカウントからは除きます。

VI 自己評価のスケジュール

平成24年 3月	自己評価の項目の決定
7月	点検評価実施要項の策定 自己点検評価説明会の実施 部局の担当者等に対して自己評価の仕組み、方法などを説明
9月	自己点検評価シート（案）の提出 責任部局は、実施要項に基づき自己評価を行い、大学計画評価室に自己点検評価シート（案）を提出
9月	大学計画評価室による点検・分析 責任部局から提出された自己点検評価シート（案）を点検し、必要に応じてヒアリングを実施
10月	自己点検評価シート（最終版）の提出 責任部局は、大学計画評価室の点検・ヒアリング等の結果に基づき、自己点検評価シートを提出
平成25年 1月	自己評価書（案）の作成 大学計画評価室は、責任部局から提出された自己点検評価シートを基に、自己評価書（案）を作成し、改善に関する意見を付して、学長に報告 自己評価書の決定 学長は、役員会等の議を経て自己評価書を決定し、監事に報告
2月	改善の指示 学長は、改善が必要と認めた事項について、責任部局に改善を指示 改善策の作成 責任部局は改善策を作成し、大学計画評価室に提出
3月	改善策の決定 大学計画評価室は、提出された改善策を学長に報告

VII 自己評価の結果及び公表

自己評価書及び改善策を本学ホームページに掲載し、広く社会に公表します。

別紙 1

自己点検評価シート【様式】

観点（視点）に関する説明

【観点1】 国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

〔観点に関する説明〕

- ① 国際交流・協力に関する目的や基本方針等が明らかとなっているか。
- ② 目的を達成するための実現可能な計画が立てられているか。
- ③ 学内外の関係者に対して、目的や基本方針が広く公表されているか。

〔資料例〕

- 国際交流・協力に関する目的や基本方針等を示す資料
- 目的を達成するための計画や具体的方針が定められている資料
- 目的及びその目的を達成するための計画や具体的方針が公開されている刊行物、ウェブサイト等の該当箇所

【観点2】 国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。

《想定される関連部局：教育改革室、学術研究推進室等》

〔観点に関する説明〕

- ① 目的や基本方針等を実現するための組織体制が整えられているか。

〔資料例〕

- 国際交流・協力に関する体制を示す資料
- 国際交流・協力を推進する教職員の配置を示す資料
- 教育の国際化に配慮したFD・SDの実施に関する資料

【観点3】 国際交流・協力活動を適切に実施し、成果を上げているか。

観点①：教育・学生交流 《想定される関連部局：教育改革室等》

〔観点に関する説明〕

- ① 留学生の派遣・受入が十分に行われているか。
- ② 派遣・受入留学生に対して、質・量ともに適切な教育プログラムが用意されているか。
- ③ 派遣・受入留学生に対して、適切な支援が行われているか。
- ④ 国際通用性の高い教育課程が編成されているか。

〔資料例〕

- 協定校一覧
- 留学生の派遣・受入の実績を示す資料
- 派遣プログラムの内容を示す資料（+受講状況・単位修得状況）

-
- 海外で修得した単位の認定基準を示す資料（+単位認定状況）
 - 受入プログラムの内容を示す資料（+受講状況・単位修得状況）
 - 留学生支援の内容を示す資料
 - 学生へのアンケート結果等、満足度・達成度等が確認できる資料
 - 国際通用性の高い教育課程の編成・実施に向けた検討又は実施状況を示す資料

視点②：研究交流 《想定される関連部局：学術研究推進室等》

[視点に関する説明]

- ① 教職員の派遣・受入が十分に行われ、成果が上がっているか。
- ② 国際会議等の開催・参加しているか。
- ③ 国際共同研究に参画しているか。

[資料例]

- 教職員の派遣・受入の実績を示す資料
- 派遣者の活動及びその活動の成果を示す資料
- 受入者の活動及びその活動の成果を示す資料
- 協定校一覧
- 国際会議等の開催・参加の実績を示す資料
- 開催・参加した国際会議のプログラム
- 国際共同研究の趣旨・内容・成果を示す資料

視点③：国際協力

[視点に関する説明]

- ① 開発途上国等への国際協力活動を実施しているか。

[資料例]

- 国際協力事業の内容・成果を示す資料

【観点4】 国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。

[観点に関する説明]

- ① 活動状況及びその成果を把握、検証しているか。
- ② 検証に基づき、改善等を実施しているか。

[資料例]

- 活動状況及びその成果を把握し、検証するための取組に関する資料
- 検証の結果を活動の質の向上・改善に結び付けた事例を示す資料

II. 自己評価「国際交流・協力」

基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 1 国際交流・協力の目的・理念を明確かつ適切に定めているか。

[観点に係る状況]

- ①国際交流・協力に関する目的や基本方針等が明らかになっているか。

教員養成を主たる目的とする本学の国際交流は、学術研究上の交流はもとより、卒業後に教員に就いて国際的視野を持った児童・生徒を育成する任務にあたる本学学生に対して、国際体験の機会を与えるという目的を持っており、平成元年度以降、本学では全学レベル、分校レベルで教育上の国際交流にとりわけ力を注いできた。

また、本学では文部科学省及び日本教育大学協会の要請に応え、国内の中心大学として国際協力事業団（現：国際協力機構（JICA））の国際協力事業に取り組んでいる。（資料 1-①-1）

資料 1-①-1 北海道教育大学 50 年史 抜粋

[第 8 節－国際交流事業の展開（国際交流・国際教育交流）]

教員を主たる目的とする本学の国際交流は、学術研究はもとより、卒業後に教職に就いて国際的視野を持った児童生徒を育成する任務にあたる本学学生に対して、国際体験の機会を与えるという目的を持っている。学生自身が短期・長期にわたり海外の大学に留学することのみならず、受け入れた外国人留学生との交流を通して国際感覚を磨くことも重要な国際体験である。平成元年度以降、本学では文部科学省及び日本教育大学協会の要請に応え、国内の中心大学として国際交流事業団（JICA）の国際協力事業に取り組んでいる。以下（略）

平成 16 年度には国立大学法人化に伴い、第 1 期北海道教育大学中期目標・中期計画を策定し、留学生の交換など国際交流をさらに発展させ、学生の国際感覚の涵養を目指すこと、学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たすことを目標として掲げ、また、中期目標期間中の具体的な計画を定めた。（資料 1-①-2）

平成 17 年 11 月、北海道教育大学憲章を制定し、社会貢献に関する目標のひとつとして国際社会の動向を視野に入れ、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献することを掲げた。（資料 1-①-3）

平成 21 年 2 月、学長アクションプラン 2009-2011 を制定し、国際化を促進すること、学生の留学及び海外からの留学生の増員計画を推進することを目標として掲げた。（資料 1-①-4, 1-①-5）

資料 1-①-2 第 1 期北海道教育大学中期目標 抜粋

社会との連携、国際交流等に関する目標

- ①～③略
- ④留学生の交換など国際交流をさらに発展させ、学生の国際感覚の涵養を目指す。
- ⑤学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たす。

資料 1-①-3 北海道教育大学憲章 抜粋

[北海道教育大学の目標]

- 社会貢献に関する目標
- （略）
- 社会から信頼される教師と地域人材を世に送り出すとともに、国際社会の動向を視野に入れ、海外を含む他の大学や諸機関と連携し、人類の幸福に貢献する。

資料 1-①-4 アクションプラン2009-2011基本方針 拠粹

6. 國際化の促進

教育・研究の國際化を促進する。同時に、政府が掲げる「2020 年までの外国人留学生30 万人受け入れ計画」へも対応していく。そのために、「国際交流・協力室」を「国際戦略室」に改編し、国際化を本学の経営戦略の中に明確に位置付け、取り組んでいく。

多数の学生を、可能な限り長期間、積極的に海外に送り出し、多様な文化を経験させ、国際人として活躍する資質を涵養する。

アジアを含め、多数の留学生を受け入れる。最終的には、入学定員の1割程度の留学生を受け入れる体制を念頭に入れておく必要がある。そのために必要な様々な条件整備を急ぐ。大学院での英語による授業を、全学協力によって、早急に実現していくこともその一つである。

教育による国際協力事業を積極的に推進する。従来にもましてJICA、JICE等と連携し、本学独自の国際協力事業を積極的に取り組んでいく。

諸外国との研究交流をさらに進めるとともに、研究者交流の増加にも取り組んでいく。

「教育に関する環太平洋国際会議」にみられるような、組織的な研究交流も多様な形でさらに進めていく。

現在、アジア地域で教育や人材養成に関する多様な大学間連携が模索されている。それらの要請は、本学にも多様な形でなされている。ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーなどの制度の導入が急がれる。

平成20 年度から事務職員の海外英語研修制度を開始したが、これをさらに進めるとともに、教員の海外での研究・研修を進める。

資料 1-①-5 アクションプラン2009-2011 拠粹

I. 教育・学生支援

－常に学生を中心に (Students – first) , 学生を鍛え、世界にはばたく教育大学を実現する－

I – 1～I – 6 (略)

I – 7 本学学生の留学及び海外からの留学生増員計画を推進する

I – 8～I – 9 (略)

I – 7 本学学生の留学及び海外からの留学生増員計画を推進する

- ・海外協定校を増やし、学生の多様な海外留学を促進し、グローバル時代に活躍できる人材を育成する。
- ・留学生の積極的な受入を図る（当面200 人を目標とする）。特に東アジア、東南アジアを主たる候補地として受け入れを図る。
- ・英語による大学院授業を実現し、海外からの留学生を大幅に増員する。（英語で授業のできる教員の採用制度の導入、職員の英語研修制度の継続）
- ・大学院の9月入学を実現する。

平成 22 年度、第 2 期北海道教育大学中期目標・中期計画を策定し、本学の基本的な目標として国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進することを目標として掲げ、また、当該中期目標期間中の具体的計画を定めた。

(資料 1-①-6)

以上のとおり、本学は平成 16 年度以降、中期目標・中期計画に

資料 1-①-6 第 2 期北海道教育大学中期目標 拠粹

[大学の基本的な目標]

前文 (略)

- ・国際化を経営戦略の一つの柱として位置づけ、学生の海外教育プログラムを開発し、留学生の積極的な受入れ、教育研究交流を組織的に進めるとともに、理数科教育等での国際協力事業を推進する。

教育内容及び教育の成果等に関する目標

①～③ (略)

④国際化推進の一環として、留学生を積極的に受け入れる。

⑤学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たす。

国際化に関する目標

「国際戦略室」を設置し、「国際化推進基本計画」を策定し、国際交流・協力事業を積極的に展開する。

おいて本学が担うべき国際交流・協力を具現化するための目標と計画を定め、また、平成 17 年度に定めた大学憲章において本学の教育研究に関する理念や目標、目指すべき方向性の中で国際交流にも言及し、それらは現在において本学が果たすべき活動の指針となっている。

②目的を達成するための実現可能な計画が立てられているか。

平成 23 年 8 月、第 2 期北海道教育大学中期目標に従い、北海道教育大学国際化推進基本計画を制定し、本学の国際化にかかる事業の展開を経営戦略の中に位置づけ、国際化を推進するための具体的な方策を掲げた。（資料 1-②-1）

資料 1-②-1 北海道教育大学国際化推進基本計画

北海道教育大学国際化推進基本計画

（平成 23 年 8 月 9 日役員会決定）

はじめに

本学の国際化にかかる事業においては、大学法人化以前から行われてきた互助・互恵の精神に基づく視点に加え、大学経営という新たな視点が必要とされている。このような状況を踏まえ、本学における国際化にかかる事業の展開を経営戦略の中に位置づけ、今後教育・研究・国際貢献の観点から以下の方針に基づきその推進を図るものとする。また、本基本計画を遂行することを目的とした、組織体制の改革と強化を行う。

第 1. 国際化推進の基本的な方針

1. 学生教育に関する方針

- ・本学学生の国際感覚を涵養し、国際的視野をもって地域社会や教育の諸分野で活躍できる人材の育成を図る。
- ・海外から質の高い学生を受け入れ、国際社会に貢献する人材を育成する。
- ・異なる文化的背景を持つ学生同士の交流を通して、学生の多文化的な視点を養うとともに相乗的な質の向上を目指す。

2. 研究活性化に関する方針

- ・諸外国の大学および研究機関との交流・連携を活性化し、教育・研究のさらなる国際化を図る。
- ・国際会議やシンポジウムの開催・参加を推進し、研究交流の機会を確保する。

3. 国際貢献に関する方針

- ・国際協力実施機関等との連携を強め、主として教育分野の国際協力に積極的に寄与するとともに、学生教育に還元する。
- ・学生の国際貢献に関する学習機会を設け、国際社会の一員としての意識を高める。

4. 組織体制の改革と強化

- ・本学の国際化にかかる事業を遂行するに当たり、国際交流・協力センターが業務を統括する新体制を構築する。その際、事業を運営するために必要な協力体制を各部局・各キャンパスとの間に作る。
- ・国際化にかかる業務に対応しうる教職員の育成を図る。

第 2. 方針に基づく今後の方向性と取り組むべき方策

1. 学生教育について

- ・今後の方向性
 - 本学学生の派遣をより活性化する事業を行う。
 - 海外から質の高い学部・大学院生を受け入れ、育成する。
- ・取り組むべき方策
 - 本学学生に対して英語を中心とした外国語力向上のためのプログラムを導入する。
 - 本学学生を積極的に海外に送り出す制度を導入する。
 - 交換留学生に対し、本学の研究生制度や大学院入試制度に関する情報提供を行う。
 - 質の高い大学院受験者の育成を目的として、これまで学生と教員の個人単位で行われていた研究生の受け入れに加え、協定校から大学を通して受け入れる制度を構築する。
 - 海外協定校と協議の上、共同で教育課程を開設する。
 - 海外からの留学生獲得のため、広報を充実する。
 - 大学院生もしくは研究生に対する日本語教育を有償で行う。
 - 海外からの留学生に対する学生サポート制度を充実する。
 - 本学の留学制度を利用する学生の危機管理体制を整備する。

<p>○海外からの留学生に対する生活支援策を充実する。</p> <p>○受け入れに関する数週間の特別プログラムを有償で行う。</p> <p>2. 研究活性化に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ○協定校等と相互に提供しあう研究発表の場を利用する。 ・取り組むべき方策 <ul style="list-style-type: none"> ○教員・大学院生の海外での研究発表を推進する。 ○国際会議を継続的に開催する。 ○学術研究交流協定を結んだ諸外国の大学・研究機関を中心に研究者派遣、受け入れ等の学術研究交流を促進する。 <p>3. 国際貢献に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性 <ul style="list-style-type: none"> ○JICA・JICE 等とのこれまでの連携を踏まえ、国際協力事業を推進する。 ○海外での開発協力やボランティアを志望する学生への支援を積極的に行う。 ・取り組むべき方策 <ul style="list-style-type: none"> ○JICA・JICE 等と協力して、当面は理数科教育を中心に国際協力事業を開発・実施する。 ○本学学生に対し海外での開発協力やボランティアに関する情報を提供する。 <p>第3. 國際化を計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1. 組織体制の改革と強化 国際交流・協力センターが業務を統括する新体制を構築する。</p> <p>2. 予算 留学生・研究者の受け入れに伴う教室、学生寮、宿舎および研究室等の施設設備の整備、並びに学生・教職員派遣や海外における入学試験等、基本計画の推進に係る予算の確保を図る。</p> <p>3. 点検・評価 本基本計画については、定期に点検・評価し改善を行うものとする。</p>

また、平成 24 年 3 月、国際化に向けてのアクションプランを策定し、北海道教育大学国際化推進基本計画で定めた国際化の推進において取り組むべき方策について具体的な実施計画を定めた。

なお、本アクションプランの策定にあたっては、関係学長室担当理事、附属学校担当副学長、各校担当副学長への意見聴取及び関係課・室との調整を行い実現可能な計画を立てている。(資料 1-②-2)

資料 1-②-2 国際化に向けてのアクションプラン

国際化に向けてのアクションプラン

(平成 24 年 3 月 27 日役員会決定)

はじめに

このアクションプランは、北海道教育大学国際化推進基本計画に定めた教育・研究・国際貢献の国際化の推進にかかる取り組むべき方策について、具体的な実施計画を策定するとともに、計画的に推進するために必要な事項について定めるものである。

【実施計画期間】 平成 23 ~ 25 年度とする。

【取り組むべき方策・実施計画】

1. 教育に関する国際化

1-1. 学生派遣に関する方策

○本学学生に対して英語を中心とした外国語力向上のためのプログラムを導入する。

視点：留学に対する動機の向上

・留学準備を目的とした国際交流・協力センター主催の TOEFL 講座を開設する。(国際交流・協力センター)

・TOEFL 講座を単位化する。(教育改革室)

・各国語授業を充実する。(教育改革室)

○本学学生を積極的に海外に送り出す制度を導入する。

視点：留学を阻害する環境の改善

・交換留学派遣学生の経済的支援となる新たな制度を導入する。(学生課)

・交換留学支援を目的とした大学独自の奨学金を導入する。(国際交流・協力センター、財務課)

- ・本学における海外留学希望者減少傾向の原因調査を行う。(国際交流・協力センター)

視点：参加が容易な留学プログラムの開発

- ・数週間の海外短期研修プログラムを開発する。(国際交流・協力センター)

- ・海外短期研修プログラムを単位化する。(教育改革室)

視点：留学情報提供の強化

- ・派遣された学生による留学報告会を実施する。(各校)

- ・留学説明会を充実する。(国際交流・協力センター, 各校)

1-2. 学生受入れに関する方策

- 交換留学生に対し、本学の研究生制度や大学院入試制度に関する情報提供を行う。

視点：情報提供機会の充実

- ・交換留学生を対象とした研究生制度・入試に関する説明会を開催する。(各校)

- 質の高い大学院受験者の育成を目的として、これまで学生と教員の個人単位で行われていた研究生の受け入れに加え、協定校から大学を通して受け入れる制度を構築する。

視点：協定校からの研究生募集の一元化

- ・研究生規則の改正を行い、協定校からの研究生を対象とした新たな応募手続き（協定校からの推薦書、研究計画、成績証明、日本語能力証明、必要であれば電話・skype 等での面接）を整備する。(教育改革室、国際交流・協力センター)

- ・情報提供と募集のとりまとめを行う。(国際交流・協力センター)

- 海外協定校と協議の上、共同で教育課程を開設する。

視点：双方の教育上の利益追求

- ・学位取得を目的としない単位互換制度の開設を検討する。(各校)

- ・学位取得を目的とした教育課程の開設を検討する。(各校)

- 海外からの留学生獲得のため、広報を充実する。

視点：海外からの情報入手機会の充実

- ・HP の整備、大学院案内（日本語版）の充実を図る。(国際交流・協力センター、広報企画室、入試企画室)

- ・大学院受験者が見込まれる協定校訪問等による広報活動を行う。(入試企画室)

- ・非正規留学生に対しても生涯メールアカウントを付与する。(国際交流・協力センター、広報企画室、総合情報企画室)

- ・卒業した留学生に対し交流の機会を提供する。(国際交流・協力センター)

- 大学院生もしくは研究生に対する日本語教育を有償で行う。

視点：大学院入学希望動機の向上と受入れ教員の負担軽減

- ・各校で実施する体制を整備する。(教育改革室)

- 海外からの留学生に対する学生サポート制度を充実する。

- 海外からの留学生に対する生活支援策を充実する。

視点：指導教員が学業指導に専念することを目的とした、大学組織による研究生・外国人正規生に対する入国管理、生活上のサポート体制の整備

視点：留学生への経済支援を目的とした、補助業務への就業推進

- ・教員に対する外国人学生の入国管理・支援体制に関する情報周知を行う。(国際交流・協力センター)

- ・ビザに関する業務、国民健康保険、住居保証人の支援を行う。(国際交流・協力センター, 各校)

- ・留学生に対する宿舎提供体制の各校における現状調査を行い、不足のある場合はこれを充実させる。(国際交流・協力センター)

- ・各校におけるチューター制度の実施実態を把握し、適正なチューター割り当てを行う。(国際交流・協力センター)

- ・各校におけるTA制度の実施実態を把握し、必要があれば拡充を検討する。(国際交流・協力センター)

- ・国際交流に関する補助業務を中心とした大学の業務への学生の就業を推進する。(国際交流・協力センター, 各校)

- ・留学生に対し卒業後の就職指導を行う。(キャリアセンター)

- 本学の留学制度を利用する学生の危機管理体制を整備する。

視点：国際交流・協力センターで閉じた危機管理でない、各校・各部局を巻き込んでの包括的な危機管理

- ・国際交流・協力センターの危機管理を各校および各部局と連携させる。(国際交流・協力センター, 各校, 総務課)

- ・受け入れ留学生（非正規生）を正規生同様に学生用傷害・損害保険に加入させる。(国際交流・協力センター, 各校)

- ・一般的の傷害・損害保険について留学生に紹介する。(国際交流・協力センター, 各校)

- 受け入れに関する数週間の特別プログラムを有償で行う。

視点：多様なニーズに応じたプログラムの提供

- ・協定校からの要請に基づき、短期集中日本語プログラムを開設する。（国際交流・協力センター）

2. 研究に関する国際化

○教員・大学院生の海外での研究発表を推進する。

視点：教員および大学院生に対する経済的支援を行うことでの海外活動推進

- ・教員および大学院生の海外での研究発表に対して資金面で支援を行う。（学術研究推進室）

○国際会議を継続的に開催する。

視点：「教育に関する環太平洋国際会議」を主催することによる、大学の国際的プレゼンスの向上

- ・幹事校とのローテーションにより定期的に「教育に関する環太平洋国際会議」の国際会議を開催する。（国際交流・協力センター、学術研究推進室）

○学術研究交流協定を結んだ諸外国の大学・研究機関を中心に研究者派遣、受け入れ等の学術研究交流を促進する。

視点：教員が海外での研究活動を行える環境の整備

視点：海外からの研究者を受け入れる環境の整備

- ・研究専念制度の点検を行い、その結果を踏まえ、教員が海外の協定大学等でも研究しやすい環境を整える。（学術研究推進室）

- ・研究専念制度を利用して海外での研究活動を行った教員に対し、＊国際化推進事業への協力業務を課す。（学術研究推進室）

*「教育に関する環太平洋国際会議」の企画運営・発表等に積極的に関わること、国際協力事業への参画、留学生の受入。

- ・各校における外国人研究員受け入れに関する施設、設備、予算の見直しを行う。（国際交流・協力センター、学術研究推進室、各校）

- ・研究者の受け入れについて協定校などに周知する広報活動を行う。（学術研究推進室、広報企画室）

- ・海外協定校に対し、本学教員の派遣の可能性を調査する。（国際交流・協力センター）

3. 国際貢献について

○JICA・JICE等と協力して、当面は理数科教育を中心に国際協力事業を開発・実施する。

視点：教育大学の特長を生かした事業の推進

- ・各種業務を遂行するに当たり、組織体制の強化を図る。（国際交流・協力センター）

- ・経営的観点から業務の点検を行うとともに、今後の事業について検討する。（国際交流・協力センター）

- ・JICA、JICE等と協力し、「初等理数科教授法」研修を中心として、開発途上国の教育支援を行う。（国際交流・協力センター）

○本学学生に対し海外での開発協力やボランティアに関する情報を提供する。

視点：海外での開発協力に対する学生の積極的な参加を促す。

- ・学生に対し、本邦の国際協力に関する基礎情報を提供する。（国際交流・協力センター）

【その他計画的に推進するために必要な事項】

1. 組織体制の改革と強化

- ・本アクションプランの策定・実施を目的とした全学的体制（新国際交流・協力センター）の構築を行う。（国際交流・協力センター、各校）

- ・新国際交流・協力センターに本アクションプランの策定・実施を統括する権限を付与するために規則の改正を行う。（国際交流・協力センター、総務課）

2. 予算

- ・本アクションプラン実施のための「国際化推進予算」枠を確保する。（財務課）

3. 点検・評価

- ・国際化推進基本計画及び本アクションプランにかかる点検・評価については、定期に年度計画の評価に準じて行うものとする。

また、平成24年5月、本アクションプランを確実に達成するため、国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項を定めている。（資料1-②-3）

資料 1-②-3 國際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項

国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項																	
平成 24 年 5 月 17 日	国際交流・協力センター																
<p>この点検・評価実施要項は、「国際化に向けてのアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）【その他計画的に推進するために必要な事項】「3. 点検・評価」に基づき、アクションプランに対する点検・評価の方法等について定めるものである。</p>																	
<p>1. 点検・評価の対象</p> <p>アクションプランの各事項について、点検・評価を実施する。</p>																	
<p>2. 点検・評価の方法</p> <p>各責任部局において、到達目標及び各年度の実施計画を策定し、各責任部局からの中間報告（実施状況）及び結果報告（実施結果・自己評価）に基づき、国際交流・協力センターが行う。 （点検・評価に係る項目について）</p>																	
<p>①到達目標</p> <p>2年間（平成 24 年度～25 年度）の到達目標を具体的に記述する。</p>																	
<p>②実施計画</p> <p>到達目標の達成に向けて、各年度の実施計画を具体的に記述する。 また、実施に際し、必要な経費を計上する。</p>																	
<p>③中間報告</p> <p>実施計画の実施状況及びその結果、問題点、今後の予定等について、具体的に記述する。</p>																	
<p>④結果報告</p> <p>実施計画の実施結果及び自己評価、問題点等について、具体的に記述する。 自己評価は、以下により、評価する。</p>																	
<p>IV・・・実施計画を上回って実施している III・・・実施計画を十分に実施している II・・・実施計画を十分には実施していない I・・・実施計画を実施していない</p>																	
<p>3. 点検・評価の実施スケジュール</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成24年 6 月</td><td> <p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の策定 <p>※各責任部局において、実施を進めていく。</p> </td></tr> <tr> <td>平成24年 6 月下旬～</td><td> <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の点検・確認 ・平成24年度「必要経費」の予算要求 ・「実施経費」の配分 </td></tr> <tr> <td>平成24年11月</td><td> <p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の計上 </td></tr> <tr> <td>平成24年12月</td><td> <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の点検・確認 ・平成25年度「必要経費」の予算要求 </td></tr> <tr> <td>平成25年 4 月</td><td> <p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」及び「到達目標」、平成25年度「実施計画」の見直し <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告 </td></tr> <tr> <td>平成25年 5 月</td><td> <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各責任部局で見直した「到達目標」及び平成25年度「実施計画」の点検・確認 ・「実施経費」の配分 </td></tr> <tr> <td>平成25年11月</td><td> <p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」 <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」の点検・確認 </td></tr> <tr> <td>平成26年 4 月</td><td> <p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」 <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告 </td></tr> </tbody> </table>		平成24年 6 月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の策定 <p>※各責任部局において、実施を進めていく。</p>	平成24年 6 月下旬～	<p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の点検・確認 ・平成24年度「必要経費」の予算要求 ・「実施経費」の配分 	平成24年11月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の計上 	平成24年12月	<p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の点検・確認 ・平成25年度「必要経費」の予算要求 	平成25年 4 月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」及び「到達目標」、平成25年度「実施計画」の見直し <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告 	平成25年 5 月	<p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各責任部局で見直した「到達目標」及び平成25年度「実施計画」の点検・確認 ・「実施経費」の配分 	平成25年11月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」 <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」の点検・確認 	平成26年 4 月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」 <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告
平成24年 6 月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の策定 <p>※各責任部局において、実施を進めていく。</p>																
平成24年 6 月下旬～	<p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の点検・確認 ・平成24年度「必要経費」の予算要求 ・「実施経費」の配分 																
平成24年11月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の計上 																
平成24年12月	<p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の点検・確認 ・平成25年度「必要経費」の予算要求 																
平成25年 4 月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」及び「到達目標」、平成25年度「実施計画」の見直し <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告 																
平成25年 5 月	<p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各責任部局で見直した「到達目標」及び平成25年度「実施計画」の点検・確認 ・「実施経費」の配分 																
平成25年11月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」 <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中間報告」の点検・確認 																
平成26年 4 月	<p>【各責任部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」 <p>【国際交流・協力センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告 																

③学内外の関係者に対して、目的や基本方針が広く公表されているか。

北海道教育大学憲章は本学概要（資料 1-③-1）及び本学ホームページに、学長アクションプラン 2009-2011 及び中期目標・中期計画は本学ホームページに、国際化推進基本計画及び国際化に向けてのアクションプランは本学グループウェア hue-IT（学内専用）において公表されている。（資料 1-③-2）

[本学ホームページ 関連 URL]

- 北海道教育大学憲章 <http://www.hokkyodai.ac.jp/rinen/>
- 中期目標・中期計画 <http://www.hokkyodai.ac.jp/public/publicity-09.html>

資料 1-③-1 北海道教育大学憲章（大学概要表紙裏に掲載）



資料 1-③-2 国際化推進基本計画及び国際化に向けてのアクションプラン

本学グループウェア（hue-IT）より

掲示板 - (学術研究推進室-室員限定)	更新日時
★ [平成24年度第5回学生支援委員会(24.8.20)] 2012/08/28(火)	2012/08/28(火)
★ [平成23年度 第3回予算検討委員会開催要項(24.03.09)] 2012/09/19(水)	2012/09/19(水)
★ [平成23年度 第2回予算検討委員会開催要項(24.02.16)] 2012/09/19(水)	2012/09/19(水)
★ [平成23年度 第1回予算検討委員会開催要項(24.01.20)] 2012/09/19(水)	2012/09/19(水)

掲示板 - (国際交流・協力センター)	更新日時
★ [国際化に向けてのアクションプラン] 2012/08/30(木)	2012/08/30(木)
★ [国際化推進基本計画] 2012/08/30(木)	2012/08/30(木)
★ [環太平洋国際会議のプログラムについて] 2012/06/15(金)	2012/06/15(金)
★ [第3回教育に関する環太平洋国際会議について] 2012/03/16(金)	2012/03/16(金)

観点 1 に係る分析結果

[分析結果]

- 優れている 相応である 一部問題がある 問題がある

[その根拠理由]

- 北海道教育大学中期目標・中期計画において、また、平成 17 年制定の大学憲章、平成 21 年制定の学長アクションプランにおいて、本学の国際交流・協力に関する目的や基本方針等を明確に示している。
- 平成 23 年に北海道教育大学国際化推進基本計画を定め、平成 24 年には本推進基本計画を具体的に展開するため、関係学長室担当理事、附属学校担当副学長、各校担当副学長への意見聴取及び関係課・室との調整を経て国際化に向けてのアクションプランを制定し、実現可能な具体的行動計画を立てている。また、併せて、国際化に向けてのアクションプラン点検・評価要項を定め、確実に計画を実行するための点検・評価を行うこととしている。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 平成16年度以降、継続的に本学の国際交流・協力に資する目的・基本方針を具体的に明らかにし、また、それを具体化するための行動計画をきめ細かく立て実行性を高めている。

(改善を要する点)

- ・ 該当なし

基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 2 国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制を整備しているか。**[観点に係る状況]**

平成 16 年 4 月、国立大学法人化時、学長室に国際交流・協力室を設置し、全学的に本学の国際交流・協力について企画・推進する体制を整備した。同室長には学長が指名する理事を充てた。(資料 2-1)

平成 17 年 4 月、第 1 期中期目標期間の平成 16 年度年度計画に掲げた国際交流センター及び教育開発国際協力研究センターの設置計画を受け、従来、各キャンパスにおいて行われていた国際交流・協力活動を統括し、大学の役割や方向性を明確にするとともに国際化を推進し、国際交流・協力に積極的に貢献できる人材育成、学術・教育を通じた国際平和実現への貢献を目的として新たに本学学則第 9 条に定める教育研究センターのひとつとして国際交流・協力センターを設置し、本センター長に学長が指名する理事を充てた。

なお、現在は高度に国際化する実態に合わせ国際交流担当の特命担当副学長を充てている。

また、本センターの設置に併せ、国際交流・協力室を廃止した。(資料 2-2, 2-3, 2-4, 2-5)

資料 2-1 北海道教育大学運営規則 抜粋

第 4 章運営組織
(学長室)
第 11 条 本学に学長室を置く。
2 学長室は、次に掲げる室で構成する。
(1) 教育改革室
(2) 学術研究推進室
(3) 大学計画評価室
(4) 地域連携推進室
(5) 国際交流・協力室
(6) 広報企画室
(7) 情報システム管理室
3 各室は、次に掲げる者で組織する。
(1) 理事
(2) 理事を補佐させるための学長が指名する者(特別補佐)若干人
(3) 学長が指名する者若干人
4 第 2 項各号に規定する室に、それぞれ室長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
5~7 (略)
第 12 条~第 22 条 (略)
附則
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

資料 2-2 平成 16 年度年度計画 抜粋

番号	中期計画	年度計画(平成 16 年度)
64	○留学生の受け入れ、学生の派遣を積極的に行い、留学生に対する全学的教育体制の整備を図る。	(略) ●国際交流センター設置について検討を行う。
66	○JICA などと協力して、開発途上国の教材開発や教育実践に対する支援プロジェクトの実施と共同研究を推進する。	(略) ●教育開発国際協力研究センターの設置を計画する。(64 と一体)

資料 2-3 北海道教育大学学則の一部を改正する学則 抜粋

改正後	現行
(教育研究センター等) 第 9 条 本学に、教育研究センターとして、教育実践総合センター、冬季スポーツ教育研究センター、生涯学習教育研究センター、情報処理センター、へき地教育研究センター及び国際交流・協力センターを置く。 2 (略) 第 10 条~第 60 条 (略) 附則 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	(教育研究センター等) 第 9 条 本学に、教育研究センターとして、教育実践総合センター、冬季スポーツ教育研究センター、生涯学習教育研究センター、情報処理センター及びへき地教育研究センターを置く。 2 (略) 第 10 条~第 60 条 (略)

資料 2-4 北海道教育大学運営規則 抜粋

第 7 章 教育研究施設等運営委組織 (附属図書館)
第 15 条 (略) (センター)
第 16 条 学則第 9 条第 1 項に規定する教育研究センター、学則第 10 条に規定する保健管理センター及び学則第 10 条の 2 に規定するキャリアセンター（以下これらを「センター」という。）に、それぞれ長を置き、学長が指名する理事、特命担当副学長又は特別補佐（教授）をもって充てる。ただし、保健管理センターの長は、本学の教授をもって充てる。

資料 2-5 北海道教育大学運営規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
(学長室)	(学長室)
第 11 条 本学に、学長室を置く。	第 11 条 本学に、学長室を置く。
2 学長室は、次に掲げる室で構成する。 (1)～(4) (略) (削除) (5) 広報企画室 (6) 情報システム管理室 3～7 (略)	2 学長室は、次に掲げる室で構成する。 (1)～(4) (略) <u>(5) 国際交流・協力室</u> <u>(6) 広報企画室</u> <u>(7) 情報システム管理室</u> 3～7 (略)
第 12 条～第 22 条 (略) <u>附 則</u> この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	第 12 条～第 22 条 (略)

国際交流・協力センターの組織・運営については、国際交流・協力センター規則に定めており、本センターに国際交流部門と国際協力部門の 2 つの部門が設けられ、業務内容に応じて責任の分担が図られている。また、本センターが行う業務を遂行するため、各キャンパスに各校センターを設置し、それぞれ各校センター長を配置している。

また、平成 24 年 4 月には国際交流・協力センター規則を一部改正し、国際化推進基本計画の実現に向けセンター、各校センター及びセンター会議が担う業務を明確にしている。（資料 2-6, 2-7, 2-8）

資料 2-6 北海道教育大学国際交流・協力センター規則

北海道教育大学国際交流・協力センター規則	制定平成 17 年 3 月 15 日 平成 16 年規則第 149 号
第 1 章総則	
(趣旨)	
第 1 条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成 16 年規則第 17 号。以下「運営規則」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、北海道教育大学国際交流・協力センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。	
(目的)	
第 2 条 センターは、国際化推進の中心として、国際交流・協力に積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とする。	
第 2 章部門、業務、職員等	
(部門)	
第 3 条 センターの業務を遂行するため、センターに、次の部門を置く。	
(1) 国際交流部門 (2) 国際協力部門	
(業務)	
第 4 条 センターは、第 2 条の目的を達成するために、次の業務を行う。	
(1) 国際化推進基本計画の実施（以下「アクションプラン」という。）の統括に関すること。 (2) 国際交流事業の企画及び実施に関すること。	

- (3) 国際協力事業の企画及び実施に関すること。
 - (4) アクションプランの点検及び評価に関すること。
 - (5) 国際交流・協力事業に伴う危機管理に関すること。
 - (6) その他国際交流・協力に関すること。
- (構成員)

第5条 センターに、センター長のほか、次に掲げる者を置く。

- (1) 国際交流部門長及び国際協力部門長（以下「部門長」という。）
 - (2) 主任センター員
 - (3) センター員
 - (4) 国際交流コーディネーター
- 2 学長は、センターに、前項のほか、必要な職員等を置くことができる。
- 3 国際交流部門に、部門長のほか、次に掲げる者を置く。
- (1) 主任センター員
 - (2) センター員
 - (3) 国際交流コーディネーター
 - (4) 学務部国際課長
- 4 国際協力部門に、部門長のほか、次に掲げる者を置く。
- (1) 主任センター員
 - (2) センター員
 - (3) 国際交流コーディネーター
 - (4) 学務部国際課長
- 5 前2項のほか、部門長は、当該部門に、第2項に規定する者を加えることができる。

(職務)

第6条 センター長は、学長の監督の下に、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

- 2 部門長は、センター長を補佐し、当該部門の業務を掌理する。
- 3 主任センター員は、部門長を補佐し、当該部門の業務に従事する。
- 4 センター員は、当該部門の業務に従事する。
- 5 国際交流コーディネーターは、国際交流・協力事業に係る企画及び実施に従事する。

(部門長等の任命)

第7条 部門長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦により、学長が任命し、教育研究評議会に報告する。

- 2 主任センター員及びセンター員は、本学の教員のうちから学長が任命し、教育研究評議会に報告する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任されることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合は、部門長、主任センター員及びセンター員を、本学の教員以外の者に委嘱することができる。
- 5 学長は、前項の規定による委嘱を行った場合は、教育研究評議会に報告する。

第3章センター会議等

(各校センター)

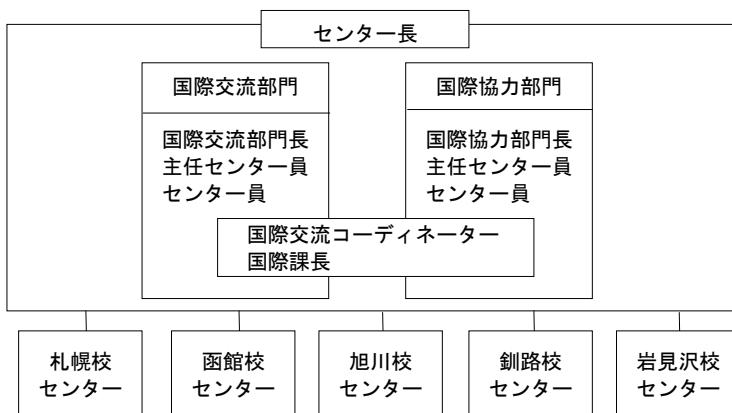
第8条 センターに、次に掲げる業務を実施するため、札幌校センター、函館校センター、旭川校センター、釧路校センター及び岩見沢校センター（以下「各校センター」という。）を置く。

- (1) 国際交流事業の実施に関すること。
 - (2) 国際協力事業の実施に関すること。
 - (3) アクションプランの点検及び評価の実施に関すること。
 - (4) 国際交流・協力事業に伴う危機管理に関すること。
 - (5) その他国際交流・協力に関すること。
- 2 各校センターに、それぞれ長（以下「各校センター長」という。）を置き、各校センター所在校の教員のうちから、運営規則第2条の3に規定する副学長（以下「各校担当副学長」という。）の推薦により学長が任命する。
- 3 各校センターに、各校センター長を補佐するため、それぞれ副センター長（以下「各校副センター長」という。）を置き、次項に規定する者のうちから、各校センター長の指名する者をもって充てる。
- 4 各校センターに、それぞれセンター員（以下「各校センター員」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 当該校から任命されたセンター員
 - (2) 各校センター長の推薦により各校担当副学長が任命する者
- 5 各校センター長、各校センター員（第4項第1号に掲げる者を除く。）の任期は、2年とし、再任されることがある。
- (センター会議)

第9条 センターに、センターの運営に関する必要な事項を審議するため、センター会議を置く。

<p>(組織)</p> <p>第 10 条 センター会議は、次に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) センター長 (2) 部門長 (3) 各校センター長 (4) 国際交流コーディネーター (5) 学務部国際課長 (6) その他センター長が必要と認めた者 <p>(審議事項)</p> <p>第 11 条 センター会議は、次の事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アクションプランに関する事項 (2) 国際交流・協力事業に関する事項 (3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項 (4) 人事に関する事項 (5) 配分予算に関する事項 (6) 組織に関する事項 (7) その他国際交流・協力に関する重要な事項 <p>(会議)</p> <p>第 12 条 センター会議は、センター長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 センター長は、委員の 3 分の 1 以上の要請があった場合は、会議を招集しなければならない。</p> <p>3 センター会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>4 センター会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。</p> <p>第 4 章 雜則</p> <p>(事務)</p> <p>第 13 条 センターに関する事務は、センター総合事務室が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 14 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター会議の議を経て、センター長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 20 年 3 月 21 日平成 19 年規則第 86 号改正）</p> <p>この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 20 年 5 月 29 日平成 20 年規則第 6 号改正）</p> <p>この規則は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。</p> <p>附則（平成 23 年 6 月 28 日平成 23 年規則第 3 号改正）</p> <p>この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（平成 24 年 3 月 29 日平成 23 年規則第 95 号改正）</p> <p>この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p>

資料 2-7 国際交流・協力センター組織図



資料 2-8 北海道教育大学国際交流・協力センター規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
(目的) 第2条 センターは、国際化推進の中心として、国際交流・協力に積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とする。	(目的) 第2条 センターは、国際交流・協力を積極的に貢献できる人材育成に寄与し、学術・教育を通じて国際平和の実現に貢献することを目的とする。
第3条 (略)	第3条 (略)
(業務) 第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。 (1) <u>国際化推進基本計画の実施</u> （以下「アクションプラン」という。）の統括に関すること。 (2) <u>国際交流事業の企画及び実施</u> に関すること。 (3) <u>国際協力事業の企画及び実施</u> に関すること。 (4) <u>アクションプランの点検及び評価</u> に関すること。 (5) <u>国際交流・協力事業に伴う危機管理</u> に関すること。 (6) <u>その他国際交流・協力</u> に関すること。	(業務) 第4条 センターは、第2条の目的を達成するために、次の業務を行う。 (1) <u>国際的な学術交流及び共同研究の企画及び実施</u> (2) <u>留学生の受入れ及び派遣に伴う教育、指導助言及び連絡調整</u> (3) <u>外国人受託研修員の受入れ</u> (4) <u>国際協力事業の企画及び実施</u> (5) <u>その他国際交流・協力に関する業務</u>
第5条～第7条 (略)	(新設) 第5条～第7条 (略)
(各校センター) 第8条 センターに、次に掲げる業務を実施するため、札幌校センター、函館校センター、旭川校センター、釧路校センター及び岩見沢校センター（以下「各校センター」という。）を置く。 (1) <u>国際交流事業の実施</u> に関すること。 (2) <u>国際協力事業の実施</u> に関すること。 (3) <u>アクションプランの点検及び評価の実施</u> に関すること。 (4) <u>国際交流・協力事業に伴う危機管理</u> に関すること。 (5) <u>その他国際交流・協力</u> に関すること。	(新設) 第8条以下 (略)
2～5 (略)	
第9条以下 (略) <u>附 則</u> この規則は、平成24年4月1日から施行する。	

平成22年4月、学長アクションプラン2009-2011及び第2期北海道教育大学中期目標に従い、教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に、本学運営規則第11条に定める学長室のひとつとして国際戦略室を新たに設置し、国際化を本学の経営戦略のひとつとして明確に位置づけた。国際戦略室長は学長が指名する理事又は特命担当副学長を充てている。（資料2-9、2-10、2-11）

なお、国際戦略室の業務は、国際交流・協力の現状分析を基に国際化推進基本計画を策定し、本学の国際交流・協力の在り方を示すことにあり、その具体的な活動の実施については国際交流・協力センターが担っている。

資料 2-9 アクションプラン 2009-2011 抜粋

IV 國際化

- 「国際戦略室」を設置し教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高める-

- | |
|---|
| IV-1 学生に留学機会を与え、国際感覚を身につけた人材を育成する |
| IV-2 留学生 30万人計画に呼応し、留学生の増加を図る |
| IV-3 諸外国の大学・研究機関と連携協力協定を結び、教育研究交流を促進する |
| IV-4 文部科学省、JICA、JICEなどと協力して教育を中心に国際協力事業を展開する |
| IV-5 英語による授業を展開し留学生等の増加を図る |
| IV-6 教育における国際的な協議会、会議を継続的に実現する |
| IV-1 協定校との交流を深めるとともに、さらに協定校を増やし、学生が多様な形で留学できる環境を整える。 |
| IV-2 東アジア、東南アジアを中心として、学部学生、大学院生留学生の受け入れ増を実現する。
(200名を目標) |
| IV-2 職員の英語研修制度を継続するとともに、教員の海外研修を積極的に推進する。 |
| IV-2 留学生受け入れのため、宿舎の整備等、具体的な施策を実施する。 |
| IV-2 ジョイント・ディグリー、ダブルディグリーなどの新しい制度を積極的に導入する。 |
| IV-3 諸外国の大学・研究機関と新しい協定を結び、教育研究交流を促進する。
諸外国の大学・研究機関と新しい協力協定を締結し、積極的な教育研究交流を実現する。 |
| IV-4 JICA、JICE等と協力し、「初等理数科教授法」を中心として、開発途上国からの研修員を受け入れるとともに、本学教員を派遣するなど、国際教育協力を推進する。 |
| IV-5 大学院での英語による授業を導入し、留学生や海外からの研修員の増加を目指す。 |

資料 2-10 第 2 期北海道教育大学中期目標 抜粋

- | |
|--|
| I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 |
| 3 その他の目標 |
| (2) 国際化に関する目標
「国際戦略室」を設置し、「国際化推進基本計画」を策定し、
国際交流・協力事業を積極的に展開する。 |

資料 2-11 北海道教育大学運営規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
<p>(学長室) 第 11 条 本学に、学長室を置く。 2 学長室は、次に掲げる室で構成する。 (1)～(8) (略) <u>(9) 国際戦略室</u> 3～7 (略) 第 12 条～第 22 条 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、平成 22 年 2 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>(学長室) 第 11 条 本学に、学長室を置く。 2 学長室は、次に掲げる室で構成する。 (1)～(8) (略) (新設) 3～7 (略) 第 12 条～第 22 条 (略)</p>

国際交流・協力に係る事務組織の体制としては、平成 16 年 4 月、国立大学法人化時は学務部教務課国際交流・留学生グループが当該業務を担当していたが、平成 17 年 4 月、国際交流・協力センターの設置に併せ、国際交流・協力業務の実施と本センター事務室の機能を合わせ持つ国際交流・協力室を学務部内に設置し、国際交流・留学生グループを廃止した。次いで、平成 24 年 4 月には同室を国際課に改組、専任の課長を配属してさらなる事務機能の強化を図った。(資料 2-12, 2-13)

資料 2-12 北海道教育大学事務局組織規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
<p>(部、課及び室)</p> <p>第2条 事務局に、総務部、財務部、学務部、学術情報室、函館校室、旭川校室、釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に、教務課、学生課、<u>入試課及び国際交流・協力室を置く。</u></p> <p>第3条～第24条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(部、課及び室)</p> <p>第2条 事務局に、総務部、財務部、学務部、学術情報室、函館校室、旭川校室、釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に、教務課、学生課<u>及び入試課を置く。</u></p> <p>第3条～第23条 (略)</p>

資料 2-13 北海道教育大学事務局組織規則の一部を改正する規則 抜粋

改正後	現 行
<p>(部、課及び室)</p> <p>第2条 事務局に、総務部、財務部、学務部、学術情報室、センター総合事務室、情報化推進室、函館校室、旭川校室、釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に、教務課、学生課、入試課、<u>国際課及びキャリアセンター室を置く。</u></p> <p>第3条～第26条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規則は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(部、課及び室)</p> <p>第2条 事務局に、総務部、財務部、学務部、学術情報室、センター総合事務室、情報化推進室、函館校室、旭川校室、釧路校室及び岩見沢校室を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学務部に、教務課、学生課、入試課、<u>国際交流・協力室及びキャリアセンター室を置く。</u></p> <p>第3条～第26条 (略)</p>

さらに本学と財団法人日本国際協力センターとの共同事業に関する協定に基づき、平成17年4月から同センターの職員を国際交流コーディネーターとして継続して招へいし、特に国際協力事業に係る事務機能を強化している。

(資料 2-14)

その他、国際化の推進に配慮したFD及びSD活動を実施しており、FD活動については教育改革室及び大学教育開発センターが、SD活動については北海道教育大学 SD 推進会議が主体となって活動し、国際化推進基本計画に掲げる国際化にかかる業務に対応しうる教職員の育成を図るための体制が整備されている。

本学のFD活動は北海道教育大学 FD アクションプラン 2011-2015により実施している。本FDアクションプランには教育の国際化を図るためのFD活動

資料 2-14 北海道教育大学と財団法人日本国際協力センターとの共同事業に関する協定書

資料 2-14
国立大学法人北海道教育大学と財団法人日本国際協力センターとの 共同事業に関する協定書
国立大学法人北海道教育大学と財団法人日本国際協力センターは、国際社会に貢献するための共同事業に関する協定を締結する。
1. 両者は、相互に協力して、次の共同事業の推進に努めるものとする。 (1) 学生又は現職教職員の国際感覚の涵養を目指すための講義等（JICE講座等）の実施 (2) 国際社会の現代的課題を解決するための共同研究の実施 (3) その他、種々の人的交流など、国際社会に貢献するための諸活動の実施
2. この協定書に定める事項の実施に当たっては、双方が誠意をもって協力するものとし、必要に応じて「覚書」を交わすことができるものとする。
3. この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、両者のいずれからか協定終了の申入れがない限りにおいて継続するものとする。
この協定書は、両者が署名の上、2通作成し、双方が各1通保有するものとする。
平成16年7月27日
国立大学法人北海道教育大学長 財団法人日本国際協力センター理事長 村山 紀昭 蘭防 龍
<u>村山 紀昭</u> <u>蘭防 龍</u>

の記載はないが、平成 23 年度及び平成 24 年度において、教育の国際化を意識した自主的 FD 活動が行われている。(資料 2-15)

資料 2-15 平成 24 年度 自主的 FD 活動企画書

活動の概要 (中期計画や各種プロジェクト等との関係の説明を含む)	<p>1. タイトル：<u>グローバル人材養成時代における地方中堅大学の教育指導改善の実践と今後の展望</u></p> <p>2. 趣旨：FD には大学が全学的に行うもの、部局が行うもの、あるいは学会主導で行うものなど、多様な実施形態がある。本企画では本学の全学的 FD でカバーしていない部局単位、あるいは個々の学問分野の視点に立った教育研究実践に関する実践報告および研究普及活動を行う。</p> <p>今日、本学の全学 FD を含め、日本の大学 FD で紹介されているティーチングツールはその殆どが北米の研究大学で開発され、総合大学により大学の教育現場に導入されたものであり、地方中堅大学に適していないものも少なくない。総合大学と地方中堅大学間のギャップは、グローバル人材養成においても大きく、人材、資金、施設、設備、情報などが相対的に十分とは言えない中堅大学に適したプログラムの開発が望まれる。</p> <p>函館校は 1988 年以来、数度の再編を体験しており、その中で各教員は社会の新しい多様なニーズに応えるべく、教育研究開発に多大の努力を積み重ねてきた。大学をとりまく状況はますます厳しさを増し、我々はこれまで以上に社会のニーズに応える人材養成と効果的、効率的な教育研究を行う必要がある。本 FD では各参加者のこれまでの研究指導の実績を講評し合い、今後の展開の方針の検討を行う事を目的としている。</p> <p>3. 実施項目：主に函館校の現状を踏まえて実践例を報告する教員を公募し、口頭発表と討論を行い、最終的に論文の形で FD での議論を踏まえた成果を発表する。</p> <p>本学の中期計画に含まれる項目に対応した以下の項目に関する討議を予定している：地方中堅大学における、教育課程編成・実施の方針、教養教育の改善、ITC 教育、キャリア教育、研究教育評価、実態を踏まえた学生指導、研究水準の向上、研究成果の公表、他大学との比較からみた函館校の現状、外国語教育、など</p> <p>本 FD は一般の報告希望者と参加を募り、7 月 21 日に実施する予定である。</p>
予想される効果	<p>1. 地方中堅大学に適した効果的な教育指導に関する実践例についての情報の共有ができる、今後のさらなる改善に資する。</p> <p>2. 函館校再編後の 7 年間の成果を踏まえた上で、個々の教育科目に関して、社会情勢を勘案しつつ、より効果的な教育指導体制立案の資料を得る事ができる。</p> <p>3. 報告、討議、検討の結果を研究論文として公開することにより、本 FD の成果を広く共有することができる。</p> <p>4. 函館校に要求されているグローバル人材養成のための教育指導体制構築に貢献する。</p>

また、平成 24 年度に本学が開催した第 3 回教育に関する環太平洋国際会議を全学 FD 活動と認定し全教員に参加を呼び掛けた。(資料 2-16)

資料 2-16 平成 24 年度 自主的 FD 活動企画書

活動の概要 (中期計画や各種プロジェクト等との関係の説明を含む)	<p>●第 3 回「教育に関する環太平洋国際会議」</p> <p>日程 平成 24 年 7 月 7 日（土）・8 日（日）</p> <p>会場 北海道教育大学札幌キャンパス</p> <p>主催 北海道教育大学、アメリカイリノイ州立大学</p> <p>後援 北海道、札幌市、北海道教育委員会、札幌市教育委員会、札幌国際プラザ</p> <p>【プログラム内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> • “Even Teachers Don’t Like School: Reflections on Paradigms of Pedagogy” • “Teacher Professional Development Policies and Practices in Illinois: Improving Instruction through Collaboration” • School Management • Elementary School Education • Special Education <p>基調講演では、国外 2 名の研究者から貴重な提言が行われる。</p> <p>また、分科会では、特別支援教育部門において国外 12 名、国内 9 名、初等教育部門において国外 2 名、国内 4 名、学校経営部門において国外 1 名、国内 3 名の研究者から多彩な研究発表が行われる。</p>
-------------------------------------	---

	【中期計画 32】 中期計画番号 32において「国際化推進基本計画」に基づき、留学生数を年間 120 人以上することを目指すとともに学生派遣、教育研究交流、国際会議を積極的に推進することとなっている。
予想される効果	教師教育や特別支援教育等、今回取り上げられたテーマはどの国にとっても重要な問題であり、様々な国の特殊事情を踏まえたうえで理論的視点と実践的視点を融合させた意義深い議論が行われる。また、著名な教育学者の講演を聞く機会も得られその効果は非常に大きい。
成果の評価方法 (予想される効果を適切に評価するための方法)	本教育に関する環太平洋国際会議の参加によって、今後、それぞれの分野において参加者の教育・研究に関する資質向上が図られる効果があらわれてくるものと考える。

事務職員の SD 活動として、英語リテラシー向上及び国際化への対応に向けて事務職員の英語力向上のための取り組みを事務職員の SD 活動のひとつに掲げ、平成 20 年度から 3 年間、3 名の職員を本学の協定先大学に派遣し、海外語学研修（4か月～7か月）を実施した。平成 24 年度には、アメリカカワシントン大学の短期英語プログラム（3週間）に 4 名の職員を派遣し、さらに学内において英語研修（初級）を平成 24 年度に実施する予定である。（資料 2-17, 2-18, 2-19）

資料 2-17 北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項

北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項	
平成 19 年 10 月 24 日 役員会制定	
1. 目的	
本学の事務職員に対し、外国の教育機関において行う語学研修を受講させることにより、国際化に対応しうる職員を育成し、その資質の向上を図ることを目的とする。	
2. 期間	
原則として 6 か月とする。	
3. 派遣先	
イリノイ州立大学（アメリカ合衆国）又はカルガリー大学（カナダ）	
4. 派遣者数	
原則として年間 2 名以内とする。	
5. 対象者	
次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 本学の事務職員として 1 年以上の経験を有する者 (2) 勤務成績が良好で、心身共に健全な者 (3) 語学研修を受講することについて、強い意欲を持つ者 (4) TOEIC 550 点程度以上の語学能力を有する者又はそれと同等以上の語学能力を有すると認められる者	
6. 選考方法	
各課・室の長から推薦のあった者について、その者の勤務成績、健康状態及び語学能力を総合的に判断し、事務局長が選考する。	
7. 経費	
(1) 授業料は、大学が負担する。 (2) 旅費は、国立大学法人北海道教育大学職員旅費規則（平成 16 年規則第 10 号）の規定により支給する。	
8. その他	
研修終了後、報告会を開催することとし、派遣された者は、語学研修報告書を提出しなければならない。	

資料 2-18 平成 24 年度北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項

平成 24 年度北海道教育大学事務職員海外語学研修実施要項	
1. 趣旨・目的	本研修は本学と交流のある米国ワシントン大学において実施するもので、3週間のプログラムに参加することにより、集中的に語学力を磨くとともに、様々な国からの研修参加者との交流を通して、その後の業務においてこれを活かし、本学の事務職員の国際的な素養を身に付けさせることを目的とする。
2. 実施大学および場所	University of Washington メインキャンパス (米国西海岸、ワシントン州シアトル市)
3. プログラム期間	平成 24 年 8 月 27 日 (月) ~ 9 月 14 日 (金) <3 週間> (派遣期間：平成 24 年 8 月 25 日 (土) 出発~9 月 16 日 (日) 帰国) 1 週間あたりの時間数 20 時間 (月曜~金曜)
4. 募集人数	3 名程度 (ただし、選考にあたっては、各課・室長の推薦や本人の意向等を参考に、その者の勤務成績、健康状態及び語学能力を総合的に判断し、事務局長が決定する。)
5. プログラム内容	米国ワシントン大学短期英語プログラム (Short Term English Programs: STEP) により、英語及びアメリカの文化と生活について学ぶものとする。 その他、異文化間の話題についての議論やグループでのプレゼンテーション、アメリカの文化とシアトルの美しい景観を探索する等のアクティビティもあり。 なお、本プログラムの HP は次のとおり。 http://www.outreach.washington.edu/elp/programs/2346/
6. その他	(ア) 海外傷害等保険には各自で必ず加入すること。 (イ) 参加者は、プログラム終了後、報告書の作成と帰国報告会への出席をすること。(詳細は別途連絡。) (ウ) アメリカへ初めて入国する者は、Electronic System for Travel Authorization: 通称 ESTA の登録が必要。(別紙参照。) (エ) パスポートの有効期限を確認すること。 (オ) 参加者に対しては、事前説明会を開催するので、それに出席すること。(詳細は別途連絡。) (カ) 参加後に、TOEIC テストを受験すること。

資料 2-19 平成 24 年度北海道教育大学事務職員英語研修（初級～中級）実施要項

平成 24 年度北海道教育大学事務職員英語研修（初級～中級）実施要項	
1. 目的	事務職員としての英語リテラシーの向上及び国際化への対応に向けて、英語力向上を図ることを目的とする。
2. 対象者	札幌地区に勤務する事務系職員で、受講を希望する者。
3. 受講者数	20 名程度
4. 研修日程	平成 24 年 12 月 17 日から平成 25 年 2 月 28 日までの毎週月、木曜日 17 時 30 分から 18 時 30 分までのうち、期間中 10 回を予定。 (日程は変更になる場合があります。)
5. 研修場所	札幌校 206 教室
6. 講師	札幌校教授（北海道教育大学副学長（特命担当））佐藤吉文氏
7. その他	① 本研修は職員の自主的な参加が前提となるため、超過勤務には該当しない。 ② 本研修に要する経費については、本学の負担とする。 ③ 受講者は日常的に学習を継続することし、次年度に予定される TOEIC テストを受験することが望ましい。 ④ 本研修に関する事務は、人事課で行う。 ⑤ 受講者は各自ノートを用意すること。

観点 2 に係る分析結果

[分析結果]

優れている 相応である 一部問題がある 問題がある

[その根拠理由]

- 平成 17 年 4 月、従来、各キャンパスにおいて行われていた国際交流・協力活動を統括し、大学の役割や方向性を明確にするとともに国際化を推進し、国際交流・協力に貢献できる人材育成、学術・教育を通じた国際平和実現への貢献を進めるために国際交流・協力センターを設置した。これにより国際交流・協力事業が一元化され、大学全体としての国際交流・協力事業の充実、発展が図られている。また、本センターには国際交流部門と国際協力部門の 2 部門が設置され業務に応じた責任の分担が明確となっている。
- 平成 22 年 4 月、教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に国際戦略室を新たに設置し、国際化を本学の経営戦略のひとつとして明確に位置付けている。
- 平成 17 年 4 月から財団法人日本国際協力センターの職員を国際交流コーディネーターとして継続して招へいし、国際協力事業に係る事務機能の強化が図られている。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 教育、地域人材養成に関する国際化を進め、本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に学長室のひとつとして国際戦略室を新たに設置し、国際化を本学の経営戦略のひとつとして明確に位置付けている。
- ・ 本学の国際交流・協力活動推進の基本的計画を定めた国際化推進基本計画の実行性を高めるために国際交流・協力センター規則を一部改正し、その責任の分担を明らかにしている。

(改善を要する点)

- ・ 該当なし

基準

大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点3 国際交流・協力活動を適切に実施し、成果を上げているか。

[観点に係る状況]

視点① 教育・学生交流

①留学生の派遣・受入が十分に行われているか。

本学は、昭和63年1月のロンドン大学アジア・アフリカ学院との国際交流協定締結を皮切りに協定校の数を増やし、現在では14か国・地域の32大学と国際交流協定を締結している。(資料3-①-1)

資料3-①-1 国際交流協定校一覧

国名（地域名）	学 校 名	認定年月日
中華人民共和国	瀋陽師範大学	1988. 7. 10
	哈爾濱師範大学	1988. 7. 12
	山東師範大学	1992. 9. 28
	香港大学	1999. 4. 1
	四川大学	2000. 3. 31
	天津外国语大学	2005. 10. 12
韓国	釜山大学校師範大学	2007. 1. 26
	ソウル教育大学	2009. 6. 29
	金州教育大学校	2010. 6. 3
	釜山教育大学校	2010. 6. 4
	漢城大学校	2011. 3. 23
ベトナム社会主義共和国	フエ大学	2009. 9. 15
アメリカ合衆国	アラスカ大学 フェアバンクス校	1989. 7. 1
	イリノイ州立大学	1995. 10. 24
	アラスカ大学 アンカレッジ校	2006. 6. 1
	マサチューセッツ大学 アマースト校	2010. 2. 2
カナダ	セント・メリーズ大学	1990. 1. 23
	カルガリー大学	1990. 2. 22
	サイモン・フレイザーユニバーシティ	2000. 4. 1
連合王国	ロンドン大学アジア・アフリカ学院	1988. 1. 26
キルギス共和国	ビシケク人文大学	2003. 4. 1
ノルウェー	ベルゲン大学	2003. 4. 1
フィンランド共和国	シベリウス音楽院	1995. 5. 18
	オウル大学	2008. 4. 1
ロシア連邦	ノボシビルスク国立教育大学	1990. 6. 13
	ヴィトウス・ベーリング記念カムチャツカ国立大学	1998. 12. 10
オーストラリア連邦	シドニー工科大学	1993. 11. 29
	ジェームズクック大学	1995. 2. 21
	グリフィス大学	2001. 4. 1
エジプト・アラブ共和国	カイロ大学	1999. 10. 1
ザンビア共和国	ザンビア国立大学	2005. 8. 9
台湾	台北市立教育大学	2012. 12. 24

なお、従前、国際交流協定は各キャンパス単位で締結していたが、平成18年度、それを全学協

定に移行し、これにより全キャンパスが全協定先と相互派遣・受入を行うことが可能となり、受入プログラムは平成 18 年度から、派遣プログラムは平成 19 年度から全学プログラムに移行した。

○留学生の派遣について

本学から協定先大学への派遣留学生は、平成 15 年度 35 名であったが、年々減少を続け、平成 18 年度 30 名を下回り、平成 20 年度以降 20 名を割って横ばいの状態が続いている。

(資料 3-①-2)

派遣学生が減少した大きな原因としては、留学に積極的に派遣学生に占める割合の多かった学生が所属していた国際理解教育課程（札幌校、函館校、釧路校）が平成 18 年度に廃止となったことが挙げられる（例：平成 17 年度派遣 32 名の内 17 名が同課程所属）。また、その他の原因としては、経済的な理由、留年回避、学生の内向き志向等が考えられる。

このような状況下において、本学では多くの学生を海外に送り出すために以下の対策を講じている。

(1) 留学説明会の実施

平成 23 年度から、各キャンパス（岩見沢校を除く）が行っている留学説明会に加え、国際交流・協力センター教員を各キャンパスに派遣しセンター主催の説明会を実施し、留学に関するきめ細かい説明を行っている。

(資料 3-①-3)

(2) TOEFL 講座の開設

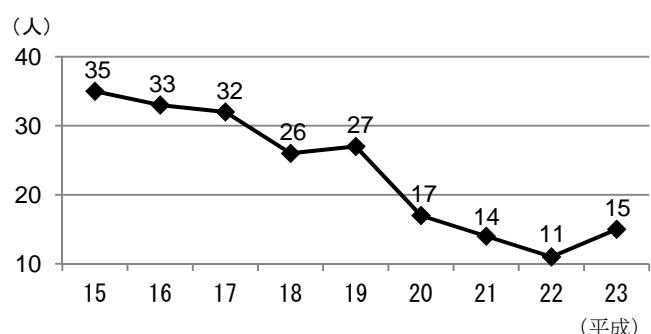
英語力が伸びずに留学を断念するケースがあるため、英語能力の把握及び向上を目的とした TOEFL 講座を平成 23 年度から全キャンパスで開設し、その解消を目指している。（資料 3-①-4）

(3) 短期海外研修プログラムの開設

長期留学への動機づけとなる数週間の短期海外研修プログラムとして、平成 2 年度からカルガリーユニバーシティ（カナダ）と相互派遣・受入を開始した。（カルガリーユニバーシティの都合により平成 22 年度をもって終了）

また、平成 19 年度以降、新たな短期海外研修プログラムを整え、現在では全学が釜山大学校（韓

資料 3-①-2 海外派遣留学生数（平成 15 年度～平成 23 年度）



資料 3-①-3 全学センター主催留学説明会

キャンパス	平成 23 年度		平成 24 年度	
	開催日	参加人数	開催日	参加人数
札幌校	10月 25 日	10	11月 1 日	4
函館校	10月 26 日	37		
旭川校	10月 18 日	25	10月 12 日	11
釧路校		3	12月 14 日	17
岩見沢校	10月 7 日	19	11月 2 日	4
計		94		36

※平成 23 年度 旭川校・釧路校同時開催

（旭川校の説明会を TV 会議システムで配信）

平成 24 年度 函館校該当無し

資料 3-①-4 TOEFL/TOEIC 対策講座受講者数

キャンパス	平成 23 年度	平成 24 年度
札幌校	20	4
函館校	11	10
旭川校	19	9
釧路校	4	0
岩見沢校	12	5
計	66	28

※平成 23 年度 年 1 回開催

平成 24 年度 年 2 回開催の前期開催分のみ

国), 漢城大学校(韓国)及びワシントン大学(米国)に、函館校がシドニー工科大学(オーストラリア), 旭川校がイリノイ州立大学(米国)に学生を派遣している。(資料3-①-5, 3-①-6)

資料3-①-5 留学生受入・派遣事業(国際交流・協力センターHP)

<http://www.hokkyodai.ac.jp/international-c/jp/exchange/index-abroad.html>

センター概要 Outline

- 目的・活動目標
- 業務内容
- センター組織図

国際交流 International Exchange

留学生受入・派遣事業

留学希望の日本人学生へ

<u>協定校一覧</u>	本学と協定を結んでいる大学の一覧です。
<u>海外派遣留学生数</u>	過去5年間の派遣学生数です。
<u>海外教育事情短期研修 (カナダ・カルガリー大学)</u>	本学の協定先であるカルガリー大学との1ヶ月程度の短期です。平成23年度以降の研修は取り止めとなりました。
<u>韓国・釜山大学校サマープログラム</u>	本学の協定先である釜山大学校で、韓国語、韓国文化を学ぶ約3週間のプログラムです。
<u>韓国・漢城大学校サマープログラム</u>	本学の協定先である漢城大学校で、韓国語、韓国文化を学ぶ約3週間のプログラムです。
<u>長期海外留学支援(2005-2007実績報告)</u>	文部科学省の補助金を得て、本学の大学院生がアメリカ・ボストン大学に留学しました。
<u>独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)</u>	奨学金FAQ～留学に関する奨学金について～海外留学を希望する皆さんを対象とした奨学金を紹介します。

HOKKAIDO UNIVERSITY OF EDUCATION

本学へ留学希望の皆様へ

<u>国費留学生</u>	国費留学生の受け入れについて
<u>私費留学生</u>	私費留学生の受け入れについて
<u>奨学金制度</u>	各種奨学金制度について

HOKKAIDO UNIVERSITY OF EDUCATION

お問い合わせ一覧

資料3-①-6 短期海外研修プログラム派遣数

派遣先	実施校	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
釜山大学校	全学	1	0	2	1	2	1
漢城大学校		0	0	0	0	5	3
ワシントン大学		0	0	0	0	0	11
シドニー工科大学	函館校	0	0	0	0	6	10
イリノイ州立大学	旭川校	8	10	11	10	8	募集中

(4) 交換留学生への奨学金支給

国際化に向けてのアクションプランに基づき、平成24年度から交換留学生（本学が学生交流に関する覚書を結んでいる交流協定先大学への派遣留学生）に奨学金として10万円を支給している。平成24年度の支給人數は17名、平成25年度の支給予定者は現在17名となっている。

(5) アンケート調査の実施

派遣学生を増やすために必要な情報を収集するために以下のアンケートを実施した。

- ・卒業生アンケート（平成23年度）～留学に対する阻害要件の調査（資料3-①-7）

本アンケートで交換留学に参加しなかった理由について調査を行った。結果は興味が無かった学生が47.3%であり、興味はあったが参加しなかった学生は38.6%であった。また、興味はあったが参加しなかった学生の理由は、経済的な理由が61.5%，留年回避が35.2%，その他の理由として希望の留学先がない、時期的な問題、学業優先等が自由記述として挙げられていた。

資料3-①-7 平成23年度卒業生アンケート

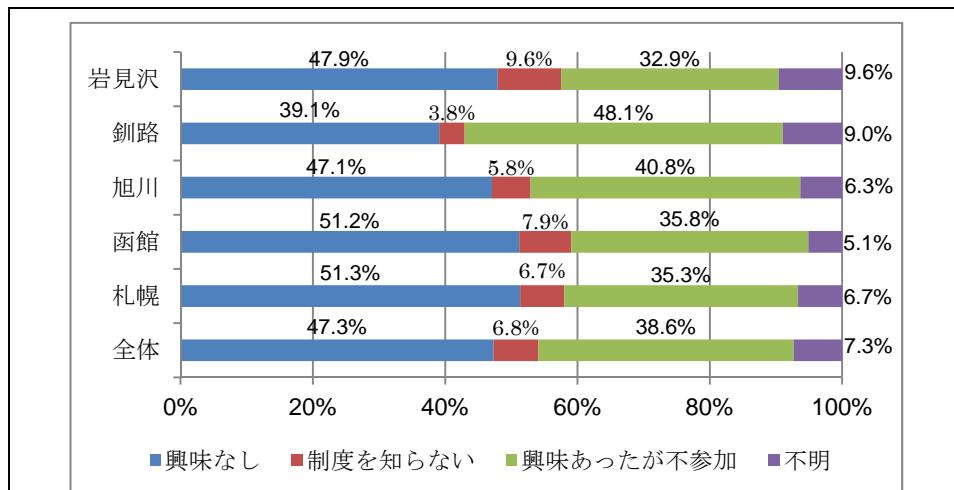
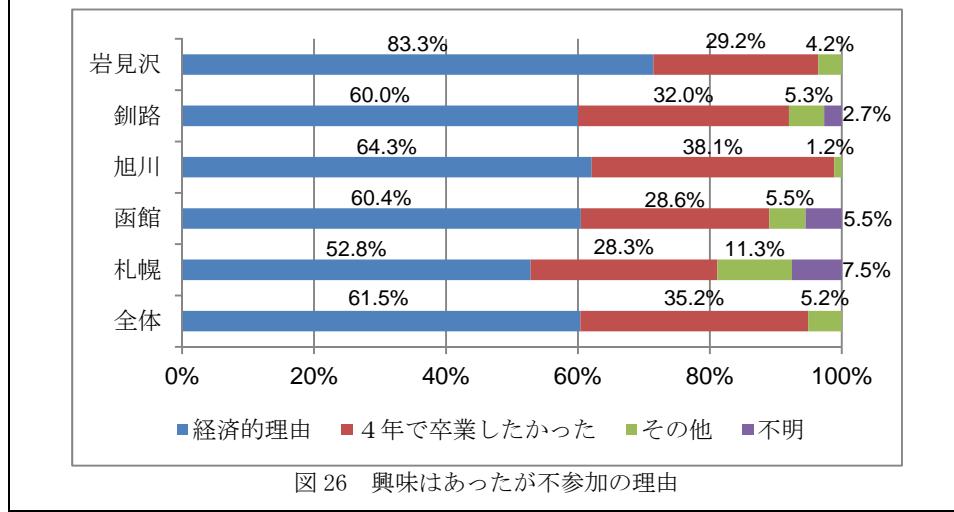


図25 不参加者の理由



・派遣留学生の帰国後アンケート（平成 17 年度～平成 22 年度）

～留学を考えている学生に提供すべき情報の収集と大学への要望等の調査

本アンケートの主たる目的は、留学を終えた学生に授業内容、居住先の状況、物価、留学中でつらかったこと、留学先での注意事項等、留学先での状況や感想等についてアンケートを行い、その結果を留学に興味のある学生に閲覧させ、留学先の具体的な情報を提供するものである。また、併せて大学への要望等の調査も行っている。（資料 3-①-8）

資料 3-①-8 留学に関するアンケート

留学についてのアンケート	
該当するものに○をつけてください。またそれ以外の回答は直接記入してください。	
所属校	札幌校
留学先大学名	ジョンソン大学 アジアパシフィック学院
留学期間	2010 年 4 月～2011 年 3 月まで
留学形態	協定校へ（留学・休学）
留学を決めた時期	2009 年 11 月
留学の目的	語学力の向上、異文化交流、教養法の詰め
留学時の居住先	寮（留学生専用・現地学生も利用）で、（男子・女子、男女）寮 アパート（大学斡旋・自分で調べた） ホームステイ（大学斡旋・自分で調べた） 〔現地・日本〕のホームステイ協会斡旋
安全性	（複数・共同部屋 1 人）で自室に鍵が（ある・ない） 建物全体の入り口に鍵が（ある・ない） 部屋は 6 階建ての 2 階で、窓に進入防止の鉄格子が（ある・ない）。← 1F にはありました。 部外者の出入りは（自由・ID チェックあり・禁止）
きれいさ	（新しく・古）で、（衛生的・きたない）← しかし 2011.3 月に改修工事がありました。
義務	ミーティング・掃除（自室・共有スペース）。
自室備品	（ツリ・机・クローゼット・寝具・ガーデン）
設備	洗濯機（無料・有料）。
シャワー	（個人・共同）で（バスタブとシャワー・シャワーのみ）を （常時使用可能・制限つき [] ）
キッチン	（なし・あり）で（ガス [] ・電磁調理器・電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・湯沸しボット）あり。
大学まで	（徒歩・自転車・バス・電車）で片道 20 分 交通費は 1 回 X で、月に X 。バス料 地下鉄を併用して 220 円～ 540 円。
家賃・光熱費	月に 17,000 円で、食事は（食つきなし）
アルバイト	した（どんな？ _____ 週 _____ 時間で時給は _____ ） （しながら）
その理由	（必ず）現地で週に 10 時間以上働かなければ寮ランティアをやめようと思ったから
探し方	自分で _____ で調べた・大学斡旋・知人の紹介・
保険の加入	（義務・義務ではない）。加入しなかった。 加入了（留学保険・海外旅行保険・現地の健康保険 費用 → おまえて びいどろ）
盗難	遭った（ ）・遭わなかった（ ）
事故	遭った（ ）・遭わなかった（ ）

○留学生の受入について

本学では、第 2 期中期目標・中期計画に掲げた年間 120 名の留学生受入れを目指して、正規学部学生・大学院生、研究生及び交換留学生（特別聴講学生）として留学生を受け入れている。留学生数は、平成 20 年度 73 名、平成 24 年度 84 名であり、この間、受入留学生の数は微増ではあるが増加傾向にある。（資料 3-①-9）

資料 3-①-9 外国人留学生数

キャンパス		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
札幌校	学部学生	3	1	0	2	3
	大学院生	3	6	10	8	6
	研究生	10	13	6	9	9
	特別聴講学生	18	28	28	21	23
	計	34	48	44	40	41
函館校	学部学生	4	3	3	1	1
	大学院生	1	0	2	2	4
	研究生	2	1	2	1	0
	特別聴講学生	17	15	8	10	22
	計	24	19	15	14	27
旭川校	学部学生	1	1	0	0	1
	大学院生	5	4	4	6	6
	研究生	1	4	3	4	1
	特別聴講学生	3	1	2	2	2
	計	10	10	9	12	10
釧路校	学部学生	0	0	0	0	0
	大学院生	2	0	2	4	2
	研究生	2	3	7	3	2
	特別聴講学生	0	2	0	2	0
	計	4	5	9	9	4
岩見沢校	学部学生	1	1	1	1	1
	大学院生	*	*	*	*	*
	研究生	0	1	1	3	1
	特別聴講学生	0	0	1	0	0
	計	1	2	3	4	2
合計		73	84	80	79	84

(注) 大学院生の札・岩見沢校は札幌校に掲載

また、平成 23 年度から修士課程における外国人留学生の秋季入学制度を導入し、中国の協定先 5 大学の卒業生を対象として、瀋陽師範大学と天津外国语大学の 2 大学を会場に現地で入学試験を行い、平成 23 年度は 7 名を受入れ、平成 24 年度は 3 名を受け入れた。(資料 3-①-10)

資料 3-①-10 修士課程秋季入学者数

キャンパス	平成 23 年度	平成 24 年度
札幌・岩見沢校	0	2
函館校	4	0
旭川校	3	1
釧路校	0	0
合計	7	3

なお、平成 19 年度年度計画に基づき、同年度において、交換留学を終えた留学生を対象にアンケートを行い、受入プログラムに関する改善を行った。当該アンケートは、留学前期の国際交流・協力センターが実施する日本語集中プログラム(札幌校)と後期に各キャンパスが実施する専門プログラム別に実施し、留学生の回答を担当教員が集約し、国際交流・協力センター国際交流部門会議で審議の上、以下に掲げる改善を行った。

(資料 3-①-11)

- ・日本語集中プログラム終了後のキャンパス移動について理解されていない場合があるので、専門プログラムの配属先を国際交流・協力センターのホームページ（交換留学プログラム）に掲載した。
- ・日本語集中プログラムの時間、回数、単位等に関する問い合わせが多いので、これらの情報を同ホームページに掲載した。
- ・留学生の生活支援や就学支援を行うアカデミックチューターがより適切な指導ができるよう、学期中間にヒアリングを行うこととした。
- ・各プログラムの内容をわかりやすくするために同ホームページにより多くの科目名を掲載した。

資料 3-①-11 交換留学受け入れプログラム評価報告書

交換留学受け入れプログラム評価報告書	
日本語のクラス	I組
報告者氏名	大賀京子
受入期間	平成 19 (2007) 年/4月 ~ 平成 19 (2007) 年/8月
留学生人数&国籍	1名(ニュージーランド), 1名(オーストラリア), 1名(ノルウェー)
留学生派遣元大学名	グリフィス大学・ジェームズクック大学・ベルゲン大学
次回への改善点および提案	
改善点 1：日本語集中プログラムに関して、授業内容・授業時間・回数・単位数等の情報をホームページ上に掲載する。 (理由) 留学予定者から、授業に関する問い合わせがあるため。	
改善点 2：交換留学プログラム全体について、日本語集中プログラム、および各専門プログラムの実施キャンパスをホームページ上に明記する。 (理由) 日本語集中プログラム後にキャンパスを移動する可能性があることについて、いくつかの提携大学、及び一部の交換留学生の理解度が低く、来日後に移動について難色を示す例があるため。	
専門プログラム & 分校	教科教育プログラム 旭川校
報告者氏名	中村 公子
受入期間	2007年/4月 ~ 2007年/9月
留学生人数&国籍	1名(カナダ)
アカデミックアドバイザー氏名	森 永 正治
留学生派遣元大学名	カルガリー大学
次回への改善点および提案	
<ul style="list-style-type: none"> 専門プログラムでも Academic な日本語を希望していたことから、専門プログラムへ配属された留学生に対する日本語のサポート体制を充実させる必要があるが、現状の交換留学プログラムの考え方では各キャンパスで日本語を開設することできないため、各キャンパス独自のプログラムの中に、日本語の授業ではなく語学を通じた留学生向けのオリジナルな授業の開設に向けて検討する。 また、チューター配置による講義サポートの体制について、検討する。 間接配置の留学生について、キャンパスを移動することによるストレスをできるだけ解消するために、日本語のサポートも含め、前期と後期の 1 年間を通じた継続的なサポート体制を検討する必要がある。 キャンパス移動、日常生活の情報（特に宿舎）、ホームステイプログラムの有無など、授業科目及び科目内容以外の交換留学プログラムの概要について、事前の情報を求めていることから、交換留学プログラムの概要の充実を図る必要があるとともに、協定校を通じて事前に十分周知する方策をたてる。 	

②派遣・受入学生に対して、質・量ともに適切な教育プログラムが用意されているか。

○交換派遣留学生

留学先の教育プログラムは、協定大学毎に異なるが、一般的に英語圏では直接に一般の授業を受ける場合もあるが、英語の予備授業の後、若しくは並行して英語教育を受けながら授業を受けるケースも多い。また、非英語圏の場合は、現地語を使えるケースが少ないため、基本的には語

学習がメインとなるケースが多い。

○短期海外研修生

短期海外プログラムは、いずれも現地語の語学授業とその国のかつて（歴史、社会、文化等）を学ぶプログラムとなっており、短期間で現地語の学習と異文化を理解するためのプログラムが用意されている。（資料 3-①-12）

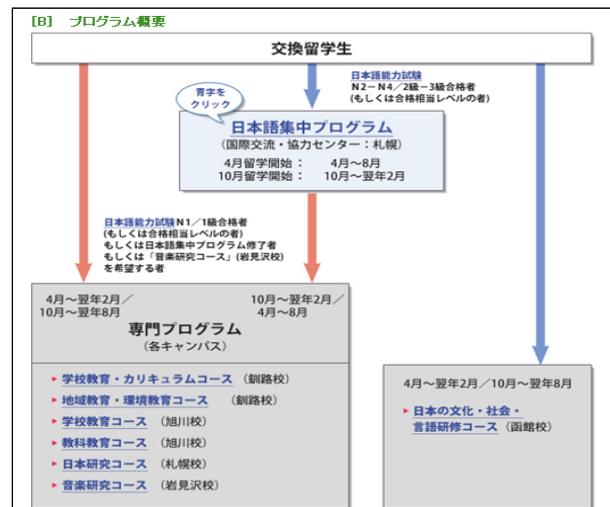
資料 3-①-12 短期海外研修プログラム派遣数 [資料 3-①-6 再掲]

派遣先	実施校	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
釜山大学校	全学	1	0	2	1	2	1
漢城大学校		0	0	0	0	5	3
ワシントン大学		0	0	0	0	0	11
シドニー工科大学	函館校	0	0	0	0	6	10
イリノイ州立大学	旭川校	8	10	11	10	8	募集中

○交換受入留学生（特別聴講学生）

本学は交換留学生用のプログラムを独自に設けており、本学に入学した交換留学生は、留学期間前半に本学の国際交流・協力センターが開講する日本語集中コースを受講し、後半は留学生が希望する留学生向けの専門コースに応じたキャンパスに配属される。ただし、日本語能力が一定のレベルに達している留学生については、日本語集中コースが免除され、直接、本人が希望する専門コースを有するキャンパスに配属される。（資料 3-①-13）

資料 3-①-13 交換留学生プログラム概要（国際交流・協力センターHP）



③派遣・受入留学生に対して、適切な支援が行われているか。

○交換派遣留学生への支援

日本学生支援機構による奨学金の支給のほか、各キャンパス後援会（釧路校は国際交流事業資金）による数万円の補助金の支給、平成 24 年度からは、国際化に向けたアクションプランに基づく本学独自の奨学金の支給を実施している。（資料 3-①-14）

また、派遣前には、オリエンテーションを複数回実施し、留学に関する手続きや危機管理に関する説明を行うなど、適切な支援を実施している。

資料 3-①-14 派遣留学生に対する奨学金等の支給実績

	日本学生支援機構			各校後援会等			本学独自
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 24 年度
札幌校	0	0	0	1	0	7	2
函館校	1	2	2	2	14	16	8
旭川校	0	1	1	21	0	5	4
釧路校	0	0	0	0	1	0	0
岩見沢校	0	1	0	2	2	1	3
計	1	4	3	26	17	29	17

○受入留学生への支援

日本学生支援機構による奨学金の支給のほか、交換留学生が来日後すぐに学生寮やアパート等に入居できるように、大学が留学生に代わって手配を行っている。(資料 3-①-15)

また、非正規生(研究生、特別聴講学生)への健康診断を平成 24 年度より大学負担で実施している。このほか、留学生が民間アパート等を借りる際に連帯保証人を探す困難さを軽減するため、大学が機関として連帯保証人となる外国人留学生機関保証制度を平成 24 年度に策定した。(資料 3-①-16)

学生生活においては、来日時及び帰国時にオリエンテーションを開催し、授業に関することや、各種手続き(国民健康保険、在留資格、ビザ等)について説明している。また、本学学生アカデミックチューターを配置し、留学生に対する論文指導・レポート指導・日本語指導など個別の課外指導を行うほか、本学学生キャンパスチューターが日常生活の支援を行っている。

資料 3-①-16 北海道教育大学外国人留学生機関保証制度取扱要項

北海道教育大学外国人留学生機関保証制度取扱要項		平成 25 年 2 月 12 日
		役員会決定
(趣旨)		
第1条 この要項は、北海道教育大学外国人留学生機関保証制度(以下「機関保証制度」という。)の取扱いに關し必要な事項を定める。		
(目的)		
第2条 機関保証制度は、北海道教育大学(以下「本学」という。)の外国人留学生(以下「留学生」という。)が民間等の住宅を賃借する際、本学の教職員が本学を代表して当該住宅の賃貸借契約等における連帯保証人となることにより、留学生の生活を支援することを目的とする。		
(利用条件)		
第3条 機関保証制度は、留学ビザを有し本学に在籍する留学生で民間等の住宅への入居に際し、賃貸借契約を締結するために連帯保証人を必要とし、かつ、留学生本人が財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償(以下「住宅総合補償」という。)に加入している場合に限り、利用することができる。		
(保証期間)		
第4条 保証期間は、当該留学生が本学に在籍する期間内とする。ただし、住宅総合補償の補償期間を超えることはできない。		
(保証範囲)		
第5条 機関保証制度により保証する範囲は、次に掲げる経費とし、当該経費の支払いが必要となった場合に補償を行うものとする。		
(1) 滞納家賃及びその遅延損害金		

- (2) 退去に伴う原状回復に要した費用
- (3) 行方不明時等の家財等の処分経費
(連帯保証人)

第6条 機関保証制度における連帯保証人は、次に掲げる者とする。ただし、全学センター配属 の留学生は本学国際交流・協力センター長（以下、「全学センター長」という。）とする。

- (1) 札幌校 副学長（札幌校担当）
- (2) 函館校 副学長（函館校担当）
- (3) 旭川校 副学長（旭川校担当）
- (4) 釧路校 副学長（釧路校担当）
- (5) 岩見沢校 副学長（岩見沢校担当）
(手続)

第7条 機関保証制度の利用を希望する場合は、全学センター配属の留学生は全学センター長に、各校配属の留学生は本学国際交流・協力センター各校センター長（以下、「各校センター長」という。）に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 外国人留学生機関保証制度利用申請書（別紙様式1）
- (2) 誓約書（別紙様式2）
- (3) 住宅を賃借するために保証人を必要とすることが確認できる書類（賃貸借契約書等写）
- (4) その他、全学センター長が必要と認める書類
(報告の義務)

第8条 留学生は、次の各号に掲げる事態が生じた場合には、全学センター配属及び札幌校配属の留学生は学務部国際課に、札幌校以外の各校配属の留学生は各当該校室学務グループ（以下、「留学生担当窓口」）に報告しなければならない。

- (1) 保証期間が満了するとき。
- (2) 保証期間中に契約を解約したとき。
- (3) 保証期間中に事故その他契約に影響のある事由が生じたとき。
- (4) その他契約に係る不測の事態が生じたとき。

2 留学生担当窓口は、留学生から前項第3号及び第4号による報告を受けたときは、遅滞なく 連帯保証人及び全学センター長（当該留学生が各校配属の場合は各校センター長）（以下「センター長等」という。）に報告する。

3 センター長等は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ留学生及び指導教員等関係者から 事情を聴取し、対応を協議する。
(事務)

第9条 機関保証制度に関する事務は、札幌校においては学務部国際課が、札幌校以外の各校においては各校室学務グループが行う。

附 則

この要項は、平成 25 年 2 月 12 日から施行する。

④国際通用性の高い教育課程が編成されているか。

本学の教育課程は、北海道教育大学教育課程編成基準(平成 23 年 2 月 28 日制定)に基づき編成しており、教養科目のコミュニケーション科目群に外国語科目・コミュニケーション科目を置き、多様な外国語科目を開設している。（資料 3-①-17, 3-①-18）

資料 3-①-17 北海道教育大学教育課程編成基準 抜粋

第1章 総則 (略)
第2章 教養科目の編成の基準等 (教養科目的構成)
第3条 教養科目的構成は、教育研究評議会の議を経て、次条のとおり定める。 (教養科目の開設授業科目及び履修方法)
第4条 教養科目の開設授業科目及び履修方法は、次項に定めるものほか、教育研究評議会の議を経て、各校において定める。
2 教養科目は、次に掲げる授業科目を開設し、別表第2のとおり所要の単位を修得させるものとする。
(1) 日本国憲法 (2) 体育科目 (3) 倫理・人権科目 (4) コミュニケーション科目群 (5) 地域学科目群 (6) 人間・子ども理解に関する科目群

- (7) 大学入門科目群（アカデミックスキル・アカデミックリテラシー）
 (8) 現代を読み解く科目群
 3 前項第5号、第6号及び第8号の各科目群には、双方向遠隔授業システムを利用すること等により、各校が連携協力して開設する授業科目（以下「全学連携科目」という。以下同じ。）を含むものとする。
 (略)

別表第2（第4条関係）

○教養科目

科目等		単位数	24	
日本国憲法		2		
体育科目		2		
倫理・人権科目		2		
コミュニケーション科目群	外国語	6～8		
コミュニケーション				
地域学科目群（全学連携科目を含む。）		2～4		
人間・子ども理解に関する科目群（全学連携科目を含む。）		2～4		
大学入門科目群（アカデミックスキル・アカデミックリテラシー）		4～6		
現代を読み解く科目群（全学連携科目を含む。）		2～4		
開設授業科目及び履修方法				
1 日本国憲法については、日本国憲法2単位を開設し、必修とする。				
2 体育科目については、体育I及び体育II各1単位を開設し、必修とする。				
3 倫理・人権科目については、倫理・人権2単位を開設し、必修とする。				
4 コミュニケーション科目群の外国語については、各校が開設する授業科目のうち4単位を必修又は選択必修とする。				
5 コミュニケーション科目群のコミュニケーションについては、外国語コミュニケーションを開設し、各校が開設する授業科目のうち2単位を必修又は選択必修とする。				
6 地域学科目群（全学連携科目を含む。）については、北海道スタディズ及びアイヌ語・アイヌ文化に関する科目を開設する。				
7 大学入門科目群（アカデミックスキル・アカデミックリテラシー）については、情報機器の操作2単位を開設し、必修とする。				

資料3-①-18 各キャンパスで開設している外国語科目一覧

区分	科目名	札幌校	函館校	旭川校	釧路校	岩見沢校
外国語	英語	○	○	○	○	○
	ドイツ語	○	○		○	○
	フランス語	○	○		○	○
	ロシア語	○	○		○	
	中国語	○	○			○
	イタリア語					○
	スペイン語		○			
	ハングル語		○			○
	ベトナム語		○			
合計		5科目	8科目	1科目	4科目	6科目
外国語コミュニケーション	英語	○	○	○	○	○
	ドイツ語		○		○	
	フランス語		○		○	
	ロシア語		○			
	中国語		○	○		
	スペイン語		○			
	ハングル語		○	○		
	ベトナム語		○			
合計		1科目	8科目	3科目	3科目	1科目

なお、英語I・II及び外国語コミュニケーション（英語）I・IIの授業においては、国際通用性を養う基礎的側面を担っている。（資料3-①-19）

資料 3-①-19 外国語関連科目シラバス（授業の目標、到達目標）抜粋

授業科目	外国語（英語）1
授業の目標	現代は、インターネットなどの普及もあって、世界各地で起こっている事柄を目にして、耳にしたりすることが多くなっている。そのような国際化に対応できるような英語の基礎力を養成する。
到達目標	1. 社会で起こる事柄を理解するために必要な語彙をできるだけ多く身につける。 2. 社会で起こる様々事柄を英語で読んで理解することができるようとする。 3. ナチュラルスピードで話される英語を聴き、その概要を理解することができる。

授業科目	外国語（英語）2
授業の目標	世界のニュースに対応できるリスニング力、読解力の養成を行い、ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るようリスニングの練習を行う。 ニュース英語だけではなく、英語圏の日常生活で話される口語的な英語の語彙の知識を身につけ、リスニング、スピーキングの練習により、海外に行ったときに役立つ英語の知識、スキルを身につける。
到達目標	1. ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るリスニング力を養成する。 2. 世界のニュースに親しむことで、現代のアメリカ社会をはじめとする世界各国の社会に対する問題に問題意識を高めると共に、英語力の向上をはかる。 3. 口語的な英語表現を学び、国際時代を生きるために基礎英語、海外に行ったときに役立つ英語のスキルを身につける。

授業科目	外国語コミュニケーション（英語）I
授業の目標	世界のニュースに対応できるリスニング力、読解力の養成を行い、ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るようリスニングの練習を行う。 ニュース英語だけではなく、英語圏の日常生活で話される口語的な英語の語彙の知識を身につけ、リスニング、スピーキングの練習により、海外に行ったときに役立つ英語の知識、スキルを身につける。
到達目標	1. ニュース英語で頻繁に使用される語彙や表現に関する知識を増やし、ニュース英語のスピードに対応出来るリスニング力を養成する。 2. 世界のニュースに親しむことで、現代のアメリカ社会をはじめとする世界各国の社会に対する問題に問題意識を高めると共に、英語力の向上をはかる。 3. 口語的な英語表現を学び、国際時代を生きるために基礎英語、海外に行ったときに役立つ英語のスキルを身につける。

授業科目	外国語コミュニケーション(英語) 2 E
授業の目標	The goal of this course is to help students improve their communication skills in English.
到達目標	By the end of this semester, students are expected to be able to use the grammar points and key expressions that they have learned in class in communicative contexts.

また、各校国際交流・協力センターで実施している TOEFL 講座を、本年度国際化に向けてのアクションプランに基づき、平成 25 年度、授業科目として単位化することになった。（資料 3-①-20, 3-①-21）

資料 3-①-20 國際化に向けてのアクションプラン 抜粋

1. 教育に関する国際化				
1-1 学生派遣に関する方策				
●本学学生に対して英語を中心とした外国語力向上のためのプログラムを導入する。				
視点：留学に対する動機の向上				
アクションプラン	国際交流・協力センターより、アクションプラン補足説明・提案等	責任部局	到達目標	平成 24 年度
				実施計画
TOEFL 講座を単位化する。	H24 年度後期開設分から単位化を目指す。 (国際交流・協力センターで実施する TOEFL 講座のシラバスあり。)	教育改革室	TOEFL 講座を単位化する。	TOEFL 講座の授業科目化(単位化)に向けての実施スケジュール(案)等を作成した。平成 25 年度に授業科目化(単位化)する。

資料 3-①-21 TOEFL 講座授業計画 (シラバスから抜粋)

授業科目	留学のための英語
授業の目標	海外での生活を体験することは、グローバル化が進む現代社会において必要とされるコミュニケーション能力につけるために効果的です。本授業を通して、留学や海外研修に必要な英語の四技能(読む・書く・聞く・話す)を身につけることにより、留学準備の壁となりやすい TOEFL や IELTS での得点向上を目指し、海外生活に向けての準備の第一歩とします。
到達目標	・留学を目的とした英語力試験(TOEFL, IELTS)の模試を初回授業と最終授業において行い、交換留学に応募可能な水準まで、英語の総合力を向上させる。 ・初回授業の模試の結果において確認された技能別の問題点を、最終授業までに克服する。

さらに、海外の大学で習得した単位及び海外短期研修プログラムについても、学則等に基づき、本学で習得した単位として認定することができるようになっている。(資料 3-①-22, 3-①-23, 3-①-24, 3-①-25)

資料 3-①-22 北海道教育大学学則 抜粋

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)
第 35 条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30 単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。
(大学以外の教育施設等における学修)
第 36 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
2 前項により与えることができる単位数は、前条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。
(休学期間中の外国の大学等における学修)
第 36 条の 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う休学期間中の外国の大学又は短期大学における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
2 前項により与えることができる単位数は、第 35 条第 3 項及び前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

資料 3-①-23 北海道教育大学教育学部函館校における海外留学等をした学生の単位認定に関する内規

制定平成16年4月1日

(趣旨)

第1条 この内規は、北海道教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第35条第2項の規定による外国の大学又は短期大学（以下「外国」という。）において履修した授業科目に係る単位の認定に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 外国で履修した授業科目の単位を、北海道教育大学教育学部函館校（以下「本校」という。）における授業科目の履修により修得した単位として認定（以下「振替」という。）することにより、本校の授業科目の受講の機会及び選択の幅の拡大を図り、もって自主学習のゆとりを持たせることを目的とする。

(対象者)

第3条 振替をすることのできる者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 短期留学推進制度（派遣）に基づく派遣留学生
- (2) 国際交流協定に基づく留学生
- (3) 国際交流協定に基づく短期在外研修生
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教授会が適当であると認めた者

(単位の換算)

第4条 本校が、特に教育上有益であると認めるとときは、学則第35条第1項に規定する単位と合わせて30単位を超えない範囲で、振替をすることができる。

2 振替をしようとする授業科目の単位数は、本校の授業科目に係る授業時間数等と外国の授業科目に係る授業時間数等を考慮し、外国で履修した授業科目の単位数を換算する。

3 前項の場合において、当該外国で履修した一の授業科目に対応する本校の振替授業科目が複数になることを妨げない。

(評価)

第5条 前条により振替をした授業科目の評価は行わない。

(申請手続)

第6条 振替を希望する者は、帰国後直ちに単位認定申請書に当該外国で履修した授業科目の履修証明書を添付して、副学長（函館校担当）（以下「副学長」という。）に申請しなければならない。

2 申請をしようとするときは、事前に振替を希望する授業科目の担当者の承認を受けなければならない。

(単位の認定)

第7条 副学長は、前条に規定する申請があった場合は、カリキュラム委員会及び教授会の審議を経て、当該単位を認定する。

2 副学長は、前項の規定により認定した単位について、申請者に単位認定通知書により通知する。

(雑則)

第8条 この内規の実施に関し必要な事項は、副学長が別に定める。

附則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成23年8月27日から施行する。

資料3-①-24 海外で修得した単位の認定状況(平成21・22・23年度) ※旭川校、釧路校は該当者なし

	留学先大学名	札幌校		函館校		岩見沢校	
		人 数	認定 単位数	人 数	認定 単位数	人 数	認定 単位数
平成21年度	シベリウス音楽学院(フィンランド)					1	9
	シドニー工科大学(オーストラリア)			3	30		
	天津外国語学院(中国)			2	10		
	セント・メリーズ大学(カナダ)			4	54		
平成22年度	ベルゲン大学(ノルウェー)	1	5				
	シドニー工科大学(オーストラリア)			3	44		
	セント・メリーズ大学(カナダ)			5	70		
平成23年度	ベルゲン大学(ノルウェー)			1	4	1	2
	アラスカ大学(アメリカ)			2	30		
	シドニー工科大学(オーストラリア)			2	16		
合 計		1	5	22	258	2	11

資料3-①-25 海外短期研修プログラムの単位認定に関する要項

平成24年7月24日 教育研究委員会決定	
(目的)	
第1 この要項は、北海道教育大学学則（平成16年学則第1号）第35条各項の規定に基づき、本学の国際交流・協力センターが主催する海外短期研修プログラム（以下「プログラム」という。）を修了した者の単位認定に関し必要な事項を定め、もってプログラムの研修内容に基づき、単位を認定することにより、学生に語学研修への自主的参加意欲を持たせるとともに、語学力の向上と国際的感覚を養うことを目的とする。	
(実施大学)	
第2 この要項で単位認定の対象となる海外短期研修を実施する大学は、別に定める。	
(申請手続)	
第3 単位認定を希望する者は、所定の期日までに単位認定申請書に修了証書等を添付して、各校担当副学長に申請しなければならない。	
2 単位認定の申請は、1回限りとする。	
(単位の認定)	
第4 国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号）第2条の3に規定する副学長（以下「各校担当副学長」という。）は、第3による申請があった場合は、各校教授会の審議を経て、当該単位を認定する。	
2 この要項で認定された単位は、科目名「海外短期研修（研修先の言語を記入）」として認定し、各履修基準上における研究発展科目とする。	
3 認定された単位の成績評価は行わない。	
4 認定された単位は、各年次のC A P制には含めないものとする。	
附則	
この要項は、平成24年7月24日から施行する。	

現在、平成24年6月5日に文部科学省が発表した大学改革実行プランにおいて、グローバル化に対応した人材育成という方針が示されており、教育学部のミッションの再定義を行わなければならず、教員養成課程においては、教員養成課程改革部会で、函館校及び岩見沢校においては、新学部設置準備室において、ディプロマポリシー、教育課程編成基準等の内容について検討を行っている。

視点② 研究交流

①教職員の派遣・受入が十分に行われ、成果が上っているか。

本学において海外派遣の支援を行い、また、海外研究者の受入を促進する制度として以下のものがあり、本学の研究活動の国際化を推進する上で重要な役割を担っている。

○学長裁量経費（学術研究推進経費）による海外派遣の支援

・教員在外研究支援経費

（概要）短期研究専念制度等を利用した、1ヶ月以上3ヶ月未満の海外での研究を支援し、将来の国際的な共同研究の基礎作りや個人の研究の深化を図る。

・教員海外派遣等経費

（概要）教員の海外で開催される学術的な国際研究集会等における発表や、共同研究打ち合わせを支援し、教育研究の国際化及び国際的視野に立った教育研究の推進を図ることを目的とする。

○海外研究者の受け入れ

・北海道教育大学外国人受託研修員規則（資料3-②-1）

（目的）本学における国際交流を促進するとともに、開発途上国の自立発展及び文化的、知的水準の向上に資するため、独立行政法人国際協力機構が、発展途上国から招致する研修員を本学に外国人受託研修員として受け入れる場合の取り扱いに関し必要な事項を定めたもの。

・北海道教育大学外国人研究員規則（資料3-②-2）

（目的）本学における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の学術研究者の取り扱いに関して必要な事項を定めたもの。

資料3-②-1 北海道教育大学外国人受託研修員規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道教育大学（以下「本学」という。）における国際交流を促進するとともに、開発途上国の自立発展及び文化的、知的水準の向上に資するため、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が、発展途上国から招致する研修員を本学に外国人受託研修員（以下「研修員」という。）として受け入れる場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

（受入れ手続及び許可）

第2条 学長は、機構の理事長からの申請に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めた者で、本学の教育・研究に支障がない場合に限り、研修員の受け入れを許可する。

（研修期間）

第3条 研修員の研修期間は、1年以内とし、受け入れを許可する日の属する事業年度を超えることはできない。ただし、学長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（研修方法）

第4条 学長は、研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、その指導教員を定め、指導を行わせるものとする。

2 前項の研修目的を達成するため必要な場合は、第3条に規定する研修期間中に学外における研修を行わせることができる。

（研修料及び徴収方法）

第5条 研修員の受け入れを許可したときは、当該研修期間に係る研修料を機構から徴収するものとする。ただし、研修期間が年度を超えている場合は、当該年度ごとに徴収するものとする。

2 研修料の額は、受入開始日を起算日として、翌月の起算日の前日までの期間を1月とし、1月当たり226,000円とする。ただし、当該研修期間のうち1月に満たない日数に係る研修料については、1日当たり7,533円に当該日数を乗じた額とする。

- 3 研修期間の延長が生じた場合は、研修料の差額を徴収するものとする。
- 4 既納の研修料は、返還しない。
(研修証明書)
- 第6条 学長は、研修員が研修事項について証明を願い出たときは、研修証明書を交付することができる。
(雑則)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
この規則は、平成16年9月29日から施行する。
附 則(平成19年12月26日平成19年規則第27号 改正)
この規則は、平成19年12月26日から施行する。
附 則(平成21年5月19日平成21年規則第3号 改正)
この規則は、平成21年5月19日から施行し、平成21年5月11日から適用する。

資料3-②-2 北海道教育大学外国人研究員規則

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、北海道教育大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の学術研究者（国立大学法人北海道教育大学教員選考規則（平成16年規則第19号）第2条第5号に規定する外国人教師を除く。以下「外国人研究員」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。
- (定義)
- 第2条 この規則において「部局」とは、各校及び各センターをいう。
- (資格)
- 第3条 外国人研究員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有すると認められる者又はこれらに相当する研究業績を有すると認められる者とする。
- (1) 外国の大学、短期大学その他研究機関と本学との交流事業に基づく者
 - (2) 外国政府、国際機関、独立行政法人日本学術振興会その他国内外の公的機関の国際交流事業に基づく外国人研究者
 - (3) 前号に掲げるもののほか、本学における学術研究の国際交流を推進するうえで適當と認められる者
- (受入れの申請)
- 第4条 外国人研究員となることを希望する場合は、本人又は当該所属機関の長が、当該希望者に係る次の事項を記載した申請書（様式は任意）を、学長に提出するものとする。ただし、本学が招へいする場合はこの限りでない。
- (1) 氏名
 - (2) 性別
 - (3) 生年月日
 - (4) 国籍
 - (5) 現職名
 - (6) 最終学歴及び学位
 - (7) 本学で行う研究題目、研究計画及び研究期間
 - (8) 研究を希望する部局名
 - (9) 渡航費及び滞在費の出所
- (受入れの決定)
- 第5条 学長は、前条の申請について、前条第8号に規定する部局（以下「受入部局」という。）の審議機関の議を経て、受入れの可否を決定するものとする。
- 2 外国人研究員の受入れ期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、延長を許可することができる。
- (受入れの通知)
- 第6条 学長は、外国人研究員の受入れを決定したときは、次の事項を本人に通知するものとする。
- (1) 研究内容
 - (2) 受入れ期間
 - (3) 受入れ教員
 - (4) 受入れ条件
 - ア 本学の諸規則を遵守すること。
 - イ 本学は、給与を支給しないこと。
 - ウ 本学は、渡航費、滞在費、研究に関する諸経費及びその他の費用を支給しないこと。
 - エ 原則として、本学は、住居を提供しないこと。ただし、提供する場合であっても、本学はその使用

料を負担しないこと。
オ 本学内で災害その他事故にあった場合は、本学はその責を負わないこと。
カ 重大な過失により本学の施設・設備等を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償すること。
(受入れの取消し)
第 7 条 学長は、外国人研究員が教育・研究その他本学の正常な運営に支障を生じさせたとき、あるいはそのおそれがあるときは、当該研究員の受入れを取り消すことができる。
(受入れ教員)
第 8 条 受入部局の長は、外国人研究員の受入れに当たっては、当該部局の教員のうちから、受入れ教員を定めるものとする。
2 受入れ教員は、外国人研究員の本学における研究活動等に対して助言を行うものとする。
3 外国人研究員の受入部局は、受入れ教員を通じて、外国人研究員の研究上及び生活上必要な事項について助言を行うものとする。
(研究への従事)
第 9 条 外国人研究員は、研究計画に従い、研究に従事するものとする。
(設備・施設等の利用)
第 10 条 外国人研究員は、本学の教育及び研究に支障のない範囲において受入れ教員の指導の下に研究に必要な本学の施設・設備等を利用することができます。
(研究の変更及び中止)
第 11 条 外国人研究員が研究を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ変更等の内容及び理由を当該受入部局の長を経由して学長に申請し、許可を受けなければならない。
(知的財産の取扱い)
第 12 条 外国人研究員が、本学において行った研究活動により生じた知的財産の取扱いは、別に定めがある場合を除き、国立大学法人北海道教育大学職務発明規則(平成 16 年規則第 147 号)に準ずる。
(招へい状)
第 13 条 学長は、外国人研究員を受け入れる場合で、当該研究員が出入国手続等に必要なことを理由として招へい状の依頼があったときは、これを発行することができる。
(庶務)
第 14 条 外国人研究員に関する事務は、学務部国際課が行う。
(雑則)
第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
附 則
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附 則 (平成 24 年 3 月 26 日平成 23 年規則第 82 号 改正)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、過去 5 年間の本学教員の海外派遣数及び海外研究者の受入数は資料 3-②-3 のとおりである。

本学教員の派遣数は、海外で行われる共同研究、学会出席、研究のための資料収集、研修等、研究活動を目的と

して海外に渡航した者を掲げており、平成 19 年度から平成 22 年度は横ばいであったが、平成 23 年度は前年比 14% 程の増加となっている。

また、海外研究者の受入数は、本学で雇用している外国人教員及び国際会議、共同研究、学会、シンポジウム等への参加者を掲げており、過去 5 年間の受入数は平成 21 年度の 93 名を除き例年 20~30 名程度となっている。

なお、平成 21 年度は本学とソウル教育大学校が開催した学術発表会に同大学校から 62 名が参加したため例年の 3 倍程の受入数となっている。

資料 3-②-3 教員の海外派遣数及び海外研修者の受入数

	教員の海外派遣	海外研究者の受入
平成 19 年度	169	21
平成 20 年度	151	18
平成 21 年度	155	93
平成 22 年度	169	30
平成 23 年度	192	8

また、本学教員の海外での研究発表・活動の状況は資料 3-②-4 のとおりである。本学教員の海外での研究発表数を、研究業績プロ（研究業績登録システム）のデータから抽出・集約した。

資料 3-②-4 本学教員の海外での研究発表数

	学会発表・講演		海外 発表 割合	(参考) 教員海外派遣等 経費採択件数 (学長裁量経費)
	総数	海外 発表		
平成 21 年度	1,009 件	57 件	5.6%	6 件
平成 22 年度	986 件	53 件	5.4%	10 件
平成 23 年度	1,032 件	90 件	8.7%	14 件

海外での研究発表・活動を支援するため、学長裁量経費において教員海外派遣等経費により海外での積極的な研究発表を促しているところであるが、限られた経費の中からこの件数を増やしてきており、直近 3 年間においては、平成 21 年度 6 件、平成 22 年度 10 件、平成 23 年度 14 件を支援している。

これら継続的な支援が教員の積極的な海外での研究発表数の増加につながっていると考えられ、直近 3 年間においては平成 23 年度の海外での研究発表数は前年比で 1.7 倍に増加し、学会等での研究発表の内、海外での発表割合は平成 21・22 年度の 5.6%・5.4% に対して、平成 23 年度には 8.7% に増加している。今後も、継続的に支援を行っていくことにより海外での研究発表・活動を促していく必要がある。

1 件 150 万円を上限とする教員在外研究支援経費の方は、この 3 年間、各年度 1 人ずつの支援を行った。

②国際会議を開催・参加しているか。

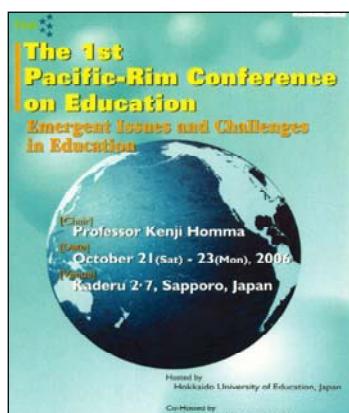
本学が主催している国際会議は以下のとおりである。

(1) 教育に関する環太平洋国際会議

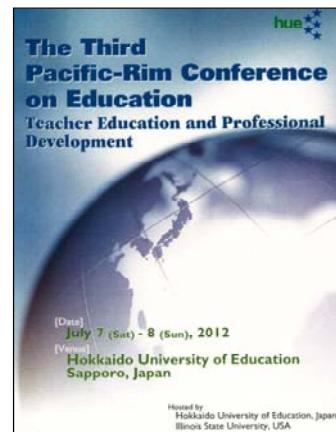
(Pacific-Rim Conference on Education)

- ・本国際会議は、本学、イリノイ州立大学及びサイモンフレイザー大学の 3 大学が幹事大学となり発足したもので、第 1 回は平成 18 年度に本学が、第 2 回は平成 22 年度にイリノイ州立大学が開催し、第 3 回は平成 24 年 7 月に本学が開催した。なお、平成 22 年にサイモンフレイサー大学が幹事大学から脱退したが、第 3 回の幹事会において新たに 3 大学（台北市立教育大学・釜山教育大学校・ブラパー大学）が幹事大学に加わり、今後、5 大学によって本国際会議が運営されることとなった。
- ・主として、環太平洋地区の研究者・教育者が集い、現代の教育課題や教師教育に関する新たな試み等の研究発表や意見交換を通じて、成果を互いに共有することを目的

資料 3-②-5 第 1 回環太平洋国際会議ポスター



資料 3-②-6 第 3 回環太平洋国際会議ポスター



としている。(資料 3-②-5, 資料 3-②-6)

- これまで 3 回の会議を開催し、本学教員を研究発表者として派遣した。(資料 3-②-7)

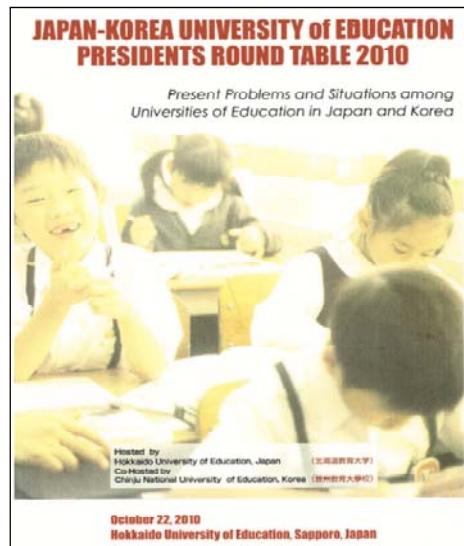
資料 3-②-7 教育に関する環太平洋国際会議における本学教員の研究発表件数

	幹事大学	発表数	発表者数
第1回(平成18年)	北海道教育大学	9 件	11 人
第2回(平成20年)	イリノイ州立大学	10 件	20 人
第3回(平成24年)	北海道教育大学	18 件	40 人

(2) 日・韓教育大学学長懇談会 (Japan-Korea University of Education Presidents Round Table)

- 本懇談会は、日本と韓国の国立教育大学学長 22 名がともに抱える共通課題について情報交換、意見交換を行い、各大学との交流活動を通して各大学の運営及び教育研究の充実を図ることを目的にこれまで 4 回開催され、本学は第 3 回 (平成 22 年) の当番大学として本懇談会を主催した。(資料 3-②-8)

資料 3-②-8 日韓教育大学学長懇談会ポスター



③国際共同研究に参画しているか。

日本学術振興会が募集する二国間交流事業は、「個々の研究者交流を発展させた二国間の研究チームの持続的ネットワーク形成を目指し、我が国の大大学等の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経費を支援」するものである。直近 3 年間で見れば、本学からは平成 21 年度に 2 件のセミナー開催が採択され、それに基づいた共同研究が行われている (資料 3-②-9)。

資料 3-②-9 日本学術振興会：二国間交流事業（平成 21 年度）

	テーマ	相手国	研究者	
			日本側	相手国
1	高性能羊毛布の開発と評価	ニュージーランド	6 人	6 人
2	介護制度と地方自治体の再編成期におけるローカル・ケアミックスの課題	フィンランド	6 人	3 人

視点③ 国際協力

①開発途上国等への国際協力活動を実施しているか。

本学は、第1期北海道教育大学中期目標・中期計画において学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たすことを目標に掲げ、積極的に国際協力事業を以下のとおり実施している。

(1) JICA 初等理数科教授法研修コース及び JICA 技術集団研修コース

JICA 初等理数科教授法研修コースは平成 19 年度に開始され、平成 21 年度からは海外途上国側の強い要望により年 2 回にわたりコースを実施し、平成 24 年度終了までに 6 年間にわたり 35 か国、121 名の研修員を受け入れてきた。(資料 3-③-1)

資料 3-③-1 JICA 初等理数科教授法研修コース受入実績

	平成 19 年度 (2007)	平成 20 年度 (2008)	平成 21 年度 (2009)		平成 22 年度 (2010)		平成 23 年度 (2011)		平成 24 年度 (2012)	累計 延べ
			(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
応募国数	11	11	10	12	12	10	9	9	10	10
応募人数	20	18	18	23	19	22	15	18	18	17
受入国数	10	10	10	11	11	10	9	8	10	10
受入人数	11	12	12	14	12	12	12	12	12	121

本コースの特徴は、退職校長など教授経験豊富なアドバイザー 5 名を委嘱し、附属学校での 2 週間の実習を通して学習指導案作成まで徹底的に教え込むところにあり、JICA からも非常に高い評価を受けている。また、オセアニア、ラオスを中心に帰国研修員を訪問し公開型授業を展開してのフォローアップ事業も毎年継続してきたことも注目すべき点である。通常は国内研修後のフォローは JICA が担うところであるが、本学では指導した教員が現地に赴き、その成果を検証している。(資料 3-③-2)

資料 3-③-2 JICA 研修コースフォローアップ調査業務実績

	調査国	期間	調査団人数
平成 19 年度	ラオス	平成 20 年 1 月 13 日～18 日(6 日間)	3 人
平成 20 年度	サモア	平成 21 年 1 月 10 日～19 日(10 日間)	5 人
平成 21 年度	ラオス	平成 21 年 8 月 9 日～14 日(6 日間)	7 人
	サモア	平成 21 年 12 月 13 日～19 日(7 日間)	5 人
	サモア	平成 22 年 3 月 7 日～15 日(9 日間)	5 人
平成 22 年度	サモア	平成 22 年 8 月 2 日～9 日(8 日間)	5 人
	ラオス	平成 23 年 1 月 4 日～14 日(10 日間)	6 人

また、初等理数科教授法研修コースの他、本学は平成 17 年度より JICA 技術集団研修コースを実施してきた。これは国別、地域別に特化した形で研修を実施するもので平成 17 年度から平成 22 年度にかけ 161 名の研修生を受け入れてきた。(資料 3-③-3)

資料 3-③-3 JICA 技術集団研修コース

	時期	期間	内容	受入人数
平成 17 年度	平成 17 年 9 月 26 日～10 月 7 日	12 日	ネパール国別研修「日本の非主流の教育の教訓」	2 人
	平成 17 年 10 月 10 日～10 月 21 日	12 日	エジプト国別研修「教員研修」 *研修前半は管理職研修と合同	1 人
	平成 17 年 10 月 10 日～10 月 21 日	12 日	エジプト国別研修「管理職研修」 *研修前半は教員研修と合同	2 人
	平成 17 年 11 月 9 日～11 月 11 日	3 日	南西アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 18 年 2 月 2 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育行政セミナー」*本学視察と講義受講	10 人
平成 18 年度	平成 18 年 9 月 28 日～10 月 6 日	9 日	ネパール国別研修「日本の非主流の教育の教訓」	3 人
	平成 18 年 11 月 7 日～11 月 16 日	10 日	南西アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 18 年 11 月 21 日～11 月 22 日	2 日	スリランカ国別研修「学校運営改善と理数科教育強化」*研究授業の視察と視察後の討議	6 人
	平成 19 年 2 月 1 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育行政セミナー」*本学視察と講義受講	14 人
平成 19 年度	平成 19 年 10 月 3 日	1 日	ネパール国別研修「日本の地方部での非主流教育の教訓を生かす」	3 人
	平成 19 年 10 月 4 日～12 月 20 日	2 ヶ月 15 日	東南アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 20 年 2 月 1 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育強化」	15 人
平成 20 年度	平成 20 年 6 月 2 日～7 月 11 日	1 ヶ月 9 日	南米地域研修「算数」	8 人
	平成 20 年 11 月 7 日	1 日	南西アジア地域研修「小学校における理科実験教育」	8 人
	平成 20 年 12 月 9 日～12 月 20 日	12 日	ネパール国別研修「日本の地方部での非主流の教育の教訓」	4 人
	平成 21 年 1 月 30 日	1 日	サブサハラ「地方教育強化」	15 人
	平成 21 年 2 月 16 日～2 月 21 日	6 日	サブサハラの基礎教育における E S D モデル単元カリキュラム・教材開発	2 人
平成 21 年度	平成 21 年 8 月 23 日～8 月 29 日	7 日	ザンビアの基礎学校における E S D モデル単元教材の開発	2 人
	平成 21 年 11 月 12 日	1 日	南アジア地域研修「小学校理科教育の質的向上」	10 人
	平成 22 年 1 月 29 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育強化」	15 人
平成 22 年度	平成 22 年 7 月 8 日～8 月 3 日	27 日	ブルキナ・ファソ国別研修「初等理数科教授法」(C)	5 人
	平成 23 年 2 月 1 日	1 日	サブサハラアフリカ地域研修「地方教育強化」	12 人
				受入人数計 161 人

②JICA 青年招へい・青年研修事業

本学は、アジア、アフリカ、中南米、中東など開発途上国の青年層を対象に、それぞれの国で必要とされる分野における日本の技術を理解する基礎的研修、JICA 青年招へい・青年研修事業を実施し、平成 17 年度から 5 年間で 141 名の研修生を受け入れてきた。（資料 3-③-4）

資料 3-③-4 JICA 青年招へい・青年研修事業

時期	期間	内容	受入人数
平成 17 年 11 月 29 日	1 日	ブータン「初中等教育」 *本学視察と講義受講	10 人
平成 18 年 2 月 7 日	1 日	中央アジア「職業訓練（教育）」 *本学と附属札幌小学校の視察	25 人
平成 18 年 7 月 4 日	1 日	アフリカ（仏語圏）「教育（中等理数科）」 *附属札幌小学校と附属札幌中学校視察	11 人
平成 18 年 7 月 11 日～7 月 13 日	3 日	アフリカ（仏語圏）「教育（中等理数科）1」 *旭川校での受入	21 人
平成 19 年 12 月 5 日	1 日	カンボジア「理数科教員」	15 人
平成 19 年 12 月 13 日	1 日	アフリカ（英語圏）「中等理数科教育」	23 人
平成 23 年 11 月 10 日, 11 月 16 日	2 日	アフリカ（仏語圏）「初中等教育行政」	11 人
平成 23 年 12 月 14 日	1 日	中国「自然環境保全」	25 人
			受入人数計 141 人

③JICA 青年海外協力隊への参加

年間、全国で約 2 千人が参加する本事業は、若い世代が現地に派遣され、現地の人とともに働き苦楽を分かち合う貴重な体験となる事業である。北海道は全国で 5 番目に多い人材を提供しており、本学からは昭和 50 年から現在までに 177 名もの参加実績がある。（資料 3-③-5）

なお、毎年開催する各キャンパスでの説明会に 10～30 名程の学生が参加し関心の高さを示している。

④JICE 21 世紀東アジア青少年大交流計画
(JENESIS Program)

東アジア諸国の若者を年間 6 千人日本に招へいし、高校生、大学生との交流を行うことを目的に過去 5 年間実施され、本学も JICE が実施団体となるグループを 225 名受け入れた。将来、日本と各国との懸け橋となる若い世代の相互交流は、本学の学生・生徒の国際交流という意識を高揚させる意味でも有意義なものとなっている。（資料 3-③-6）

資料 3-③-5 青年海外協力隊参加実績（北海道教育大学卒業者）昭和 50 年～平成 23 年累計

	現地での職種	人数
1	小学校教諭	62
2	体育	25
3	理数科教師	23
4	養護	12
5	青少年活動	9
6	音楽	7
7	日本語教師	7
8	バレーボール	5
9	家政	4
10	看護師	3
11	美術	3
12	環境教育	3
13	村落開発普及員	2
14	陸上競技	1
15	保育士	1
16	バドミントン	1
17	写真	1
18	水泳	1
19	エイズ対策	1
20	電気機器	1
21	保健師	1
22	幼児教育	1
23	コンピュータ技術	1
24	手工芸	1
25	野菜	1
		合計 177

資料 3-③-6 21世紀東アジア青少年大交流計画 北海道教育大学受入実績

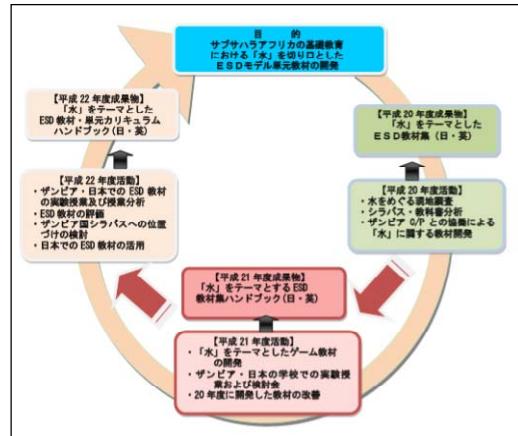
年度	国名	人数	受入日	協力内容
平成19年度	ブルネイ	高校生 27名 引率 3名	12月 6日	大津ゼミ学生との交流
平成20年度	ベトナム	高校生 20名 引率 2名	10月 31日 11月 4日	札幌校、岩見沢校学生とのワークショップ、ホームステイ
平成21年度	中国	青年 101名	7月 31日	表敬、教員養成講義、附属小中学校訪問
平成22年度	フィリピン	大学生 22名 引率 2名	4月 26日	函館校訪問、講義など
平成23年度	フィリピン	大学生 21名 引率 2名	5月 21日	函館校訪問、講義など
平成24年度	インド	大学生 23名 引率 2名	6月 15日	JICE 講座学生とのグループ別討論、附属中学校訪問

⑤文部科学省「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業（文部科学省公募事業）

ザンビア・ルサカの基礎学校における「水」をテーマとする単元教材開発を目的として、平成20年より現地調査を実施し、モデル単元教材を開発した。平成22年にはその成果を踏まえて成果物である「水をテーマとしたESD教材集ハンドブック」を作成、現地の学校に配布した。（資料3-③-7）

文部科学省国際協力イニシアティブ委員会における評価は、平成21年はS（最高）、平成22年はA評価を受けている。（資料3-③-8）

資料3-③-7 ザンビアの基礎学校におけるESDモデル単元教材の開発



資料3-③-8 文部科学省国際協力イニシアティブ委員会からの評価

平成20年度「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業(文部科学省公募事業)	
活動テーマ	サブザハラの基礎教育におけるESDモデル単元カリキュラム
契約金額	2,967千円
事業実施期間	H20.12～H21.03月
活動内容	・現地ザンビア基礎調査 ・ザンビアシラバや教科書の分析 ・C/Pとの共同単元教材の開発
成果物	「水」をテーマとするESDモデル単元教材(日本語、英語)
文科省評価	S(非常に優れている)

Education for Sustainable Development
E. S. D

平成21年度「国際協力イニシアティブ」教育協力拠点形成事業(文部科学省公募事業)	
活動テーマ	ザンビアの基礎学校におけるESDモデル単元教材開発
契約金額	5,236千円
事業実施期間	H21.06～H22.02月
活動内容	・昨年度開発した教材の改善 ・新規教材開発し、教材集としての充実 ・ESDへの理解促進、意義を周知させる ・成果物作成、現地校への配付
成果物	「水」をテーマとするESD教材集ハンドブック)
文科省評価	A(優れている)

観点 3 に係る分析結果

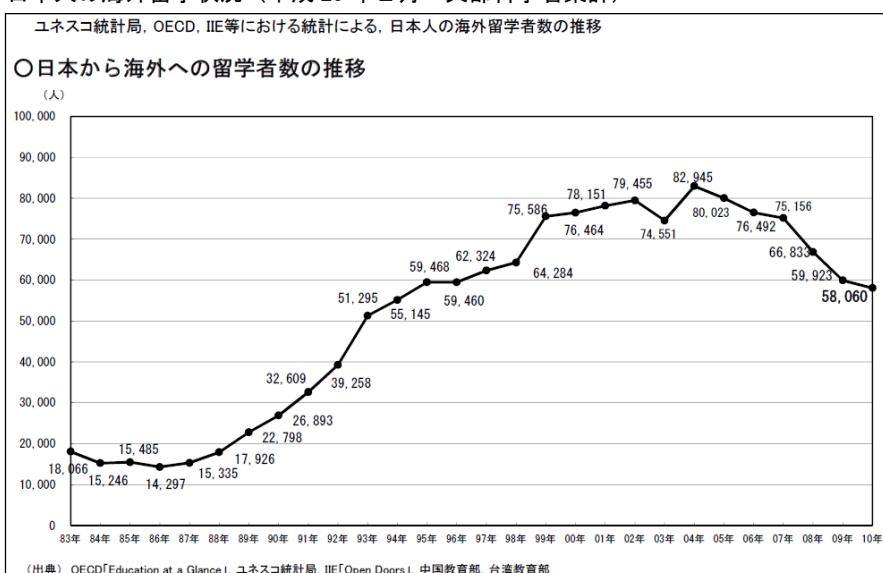
[分析結果]

- 優れている 相応である 一部問題がある 問題がある

[その根拠理由]

- 第 2 期中期計画により年間 120 名の留学生受入れを目指す中で、微増ではあるが受入留学生数は増加傾向にある。また、派遣留学生は平成 16 年をピークとして全国的に減少が続いている中、本学も派遣留学生が減少し、平成 20 年以降は横ばいの状況であるが、経済支援、英語力向上への取り組み、動機づけとなる短期研修プログラムの開設等の対策を講じて派遣学生を増やす対策を継続して行っている。

資料 日本人の海外留学状況（平成 25 年 2 月 文部科学省集計）



- 研究交流に関して、教職員の派遣については学長裁量経費による教員の教育研究推進のための海外派遣支援、受け入れについては北海道教育大学外国人受託研修員規則及び北海道教育大学外国人研究員規則に基づき研究活動の国際化を図っている。派遣・受け入れ実績は、派遣に関しては資料 3-②-3 によると、平成 23 年度は 192 名おり、平成 22 年度以前に比較して約 20% 増であり、加えて本学教員の海外での研究発表数も増加してきている。受け入れ実績は平成 21・23 年度を除いては微増傾向にある。国際会議への開催に関しては、教育に関する環太平洋国際会議を主催し、幹事大学も本学を含め 3 大学から 5 大学に増え、教育研究の相互交流が図られている。
- 国際協力では JICA や JICE との連携を強め、平成 17 年度から JICA 技術集団コース、平成 19 年度から初等理数科教授法研修コースを実施してきた他、JICE21 世紀東アジア青少年大交流計画への協力も行ってきており、学校教育に関する国際協力においての拠点大学として開発途上国等の発展に寄与する等、人類の幸福に貢献している。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 本学は相当の期間、学校教育に関する国際協力における拠点大学として質的、量的

にもふさわしい活動を継続して行っている。

- 教養科目の外国語（英語 I・II 及び外国語コミュニケーション（英語）I・II）の授業においては、国際通用性を養う基礎的側面を担っており、更にTOEFL講座の単位化、海外の大学で習得した単位及び海外短期研修プログラムについても単位認定ができることになっている。

(改善を要する点)

- 派遣留学生数が伸び悩んでいる中、国際化に向けたアクションプラン等での対策を講じているところであるが、引き続き多くの留学生を送り出す方策を検討していく必要がある。
- 平成24年6月5日に文部科学省が発表した大学改革実行プランにおいて示されたグローバル化に対応した人材育成に基づいた教育課程の見直しを要する。

基準

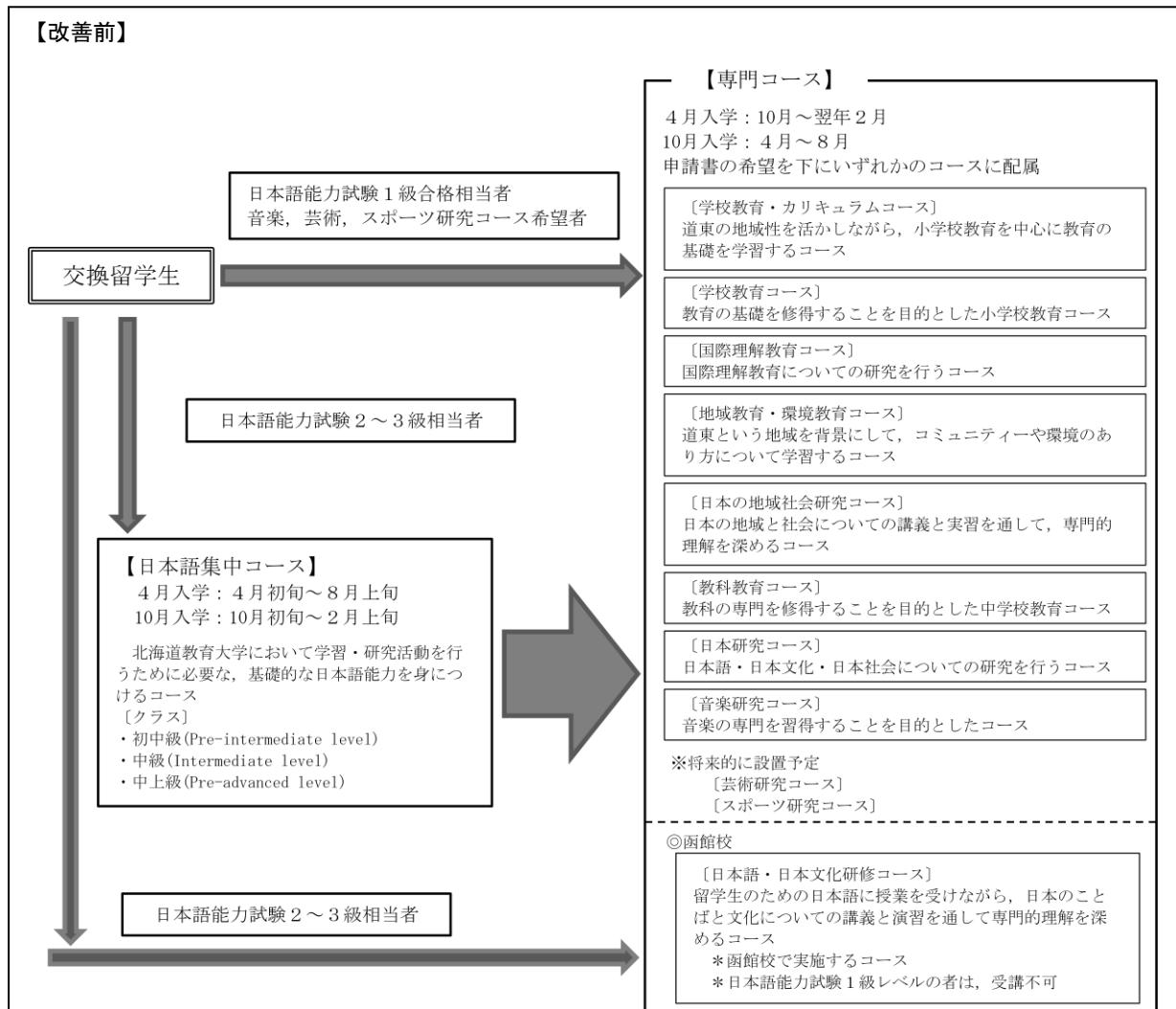
大学の目的に照らして、国際交流・協力活動が適切に行われ、成果を上げていること。

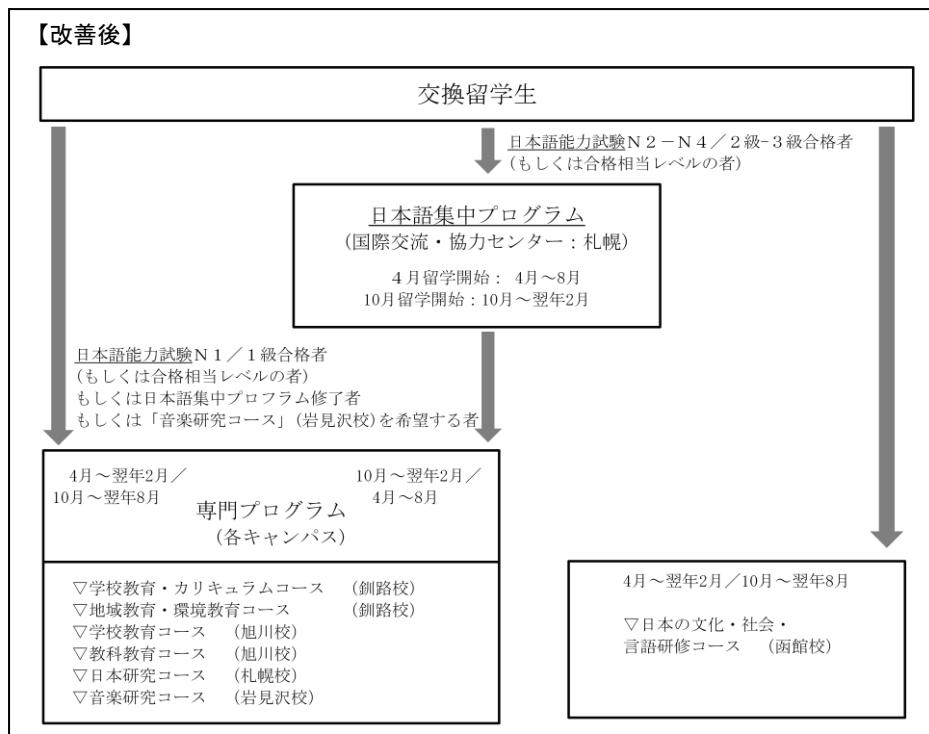
観点 4 国際交流・協力活動の成果を検証し、改善を図っているか。

〔観点に係る状況〕

平成 23 年度までは、国際交流・協力活動の活動状況及び成果について、全体を総括して把握、検証を行う取り組みは行われていなかったが、個々の活動状況及び成果については、それぞれの活動を担当する国際交流・協力センターや会議、交流部門、協力部門及び各校センター等が必要に応じて把握と検証を行い、その検証の結果に応じて改善等を図っていた。以下にその実例を挙げる。

- ・平成 18 年度に全学プログラム化された受入留学生の希望コースに偏りがあり、それを改善するためにはコースの一本化を検討し、平成 21 年度に札幌校が 2 コースを、平成 22 年度に函館校が 3 コースをそれぞれ 1 本化することを国際交流部門会議で審議し決定した。(資料 4-1)

資料 4-1 交換留学生プログラム



- ・JICA 初等理数科教授法研修コースは、研修終了後、JICA 職員を招き、国際交流・協力センター関係構成員、関係大学教員、アドバイザー及び附属学校教員等により反省会を開催し、実施した研修の検証を行い必要な改善を行っている。（資料 4－2）

資料 4－2 JICA 研修反省会での検証結果及び改善例

- ・附属学校の子ども達に国際感覚を身に付ける一助としての研修員との交流（自国の紹介等）を大事にする。
→研修期間中、体育館において全児童を対象に研修員 4 名（フィジー、サモアナイジエリア、サウジアラビア）が自国の紹介をパワーポイントを用いて行い、また児童との質疑応答も活発に行われた。
- ・国際協力アドバイザーと協力して公立小学校視察での学校の選定、手配のあり方について検討する。
→小学校教員を長年経験し、校長職を務め人脈もある国際協力アドバイザーと相談し、適切な訪問学校を選定した。また、年に 2 回実施する本研修コースにおいて、同一校に偏ることなく学校を替えてなるべくひとつの小学校に負担がかからないよう努めた。
- ・研修員が日本を理解すること、また、研修の目的を勘案し、日本の社会、文化に触れる機会について、その有無を含めて検討する。
→附属函館小学校において、研修終了後に教員達と“餅つき”を行い、ついた餅をその場で食し、研修員が日本の社会、文化に触れ日本を理解する機会を設けた。なお、研修員の評価も高かった。
- ・研修員全員が行う模擬授業に関して、黒板の使用、また、特に理科では実験が必要な場合等があり、大学や附属学校の利用を検討する。
→研修員全員が行う模擬授業を実施するにあたって大学の理科実験室を大学の授業と重複しないように適宜調整を図り使用した。

平成 16 年度以降、北海道教育大学中期目標・中期計画を達成するために、国際交流・協力活動にかかる年度計画を定め、毎年度、その活動状況を報告し、評価を行い、また、残された問題点、今後に反映させるべき課題を明らかにし、改善等を進めてきている。以下にその実例を挙げる。

- ・平成 18 年度年度計画の残された課題として、派遣留学生制度の全学化、危機管理マニュアル

の整備及び学内危機管理委員会の設置が掲げられた。それらは平成 19 年度年度計画に引き継がれ、同年度、派遣留学生制度の全学プログラム化を図り、また、危機管理委員会の設置を定めた国際交流・協力センター危機管理要項と国際交流・協力センター危機管理マニュアルを制定した。(資料 4-3)

資料 4-3 平成 18 年度年度計画に関して残された問題点(年度計画活動経過・結果報告書より)

- ②年度計画に関して残された問題点
 ・交換留学生の派遣全学化に関する制度が確立していない。
 ・派遣留学生に対する危機管理マニュアルの整備、学内における危機管理委員会、対策本部の備えが必要。

・平成 19 年度、本学で交換留学を終えた留学生を対象にアンケートを行い、受入プログラムに関する改善を図った。

また、平成 23 年度に実施した卒業生アンケートの交換留学にかかる項目の回答結果を踏まえ、留学に踏み切れない経済的な理由を解消するため、国際化に向けたアクションプランに基づき、交換留学生に対する奨学金の支給を平成 24 年度から実施した。

さらに、留学に伴う卒業延期者に対する授業料免除を平成 25 年度卒業延期者から適用する予定である。(資料 4-4, 4-5)

資料 4-4 交換留学受け入れプログラム評価報告書 [資料 3-①-11 再掲]

交換留学受け入れプログラム評価報告書	
日本語のクラス	I 組
報告者氏名	大賀京子
受入期間	平成 19 (2007) 年/4 月 ~ 平成 19 (2007) 年/8 月
留学生人数&国籍	1 名(ニュージーランド), 1 名(オーストラリア), 1 名(ノルウェー)
留学生派遣元大学名	グリフィス大学・ジェームズクック大学・ベルゲン大学

次回への改善点および提案

改善点 1 : 日本語集中プログラムに関して、授業内容・授業時間・回数・単位数等の情報をホームページ上に掲載する。

(理由) 留学予定者から、授業に関する問い合わせがあるため。

改善点 2 : 交換留学プログラム全体について、日本語集中プログラム、および各専門プログラムの実施キャンパスをホームページ上に明記する。

(理由) 日本語集中プログラム後にキャンパスを移動する可能性があることについて、いくつかの提携大学、及び一部の交換留学生の理解度が低く、来日後に移動について難色を示す例があるため。

専門プログラム & 分校	教科教育プログラム 旭川校
報告者氏名	中村 公子
受入期間	2007 年/ 4 月 ~ 2007 年/ 9 月
留学生人数&国籍	1 名(カナダ)
アカデミックアドバイザー氏名	森永 正治
留学生派遣元大学名	カルガリー大学

次回への改善点および提案

・ 専門プログラムでも Academic な日本語を希望していたことから、専門プログラムへ配属された留学生に対する日本語のサポート体制を充実させる必要があるが、現状の交換留学プログラムの考え方では各キャンパスで日本語を開設することできないため、各キャンパス独自のプログラムの中に、日本語の授業ではなく語学を通じた留学生向けのオリジナルな授業の開設に向けて検討する。

また、チューター配置による講義サポートの体制について、検討する。

・ 間接配置の留学生について、キャンパスを移動することによるストレスをできるだけ解消するために、日本語のサポートも含め、前期と後期の 1 年間を通して継続的なサポート体制を検討する必要がある。

・ キャンパス移動、日常生活の情報(特に宿舎)、ホームステイプログラムの有無など、授業科目及び科目内容以外の交換留学プログラムの概要について、事前の情報を求めていることから、交換留学プログラムの概要の充実を図る必要があるとともに、協定校を通じて事前に十分周知する方策をたてる。

資料 4-5 平成 23 年度卒業生アンケート [資料 3-①-7 再掲]

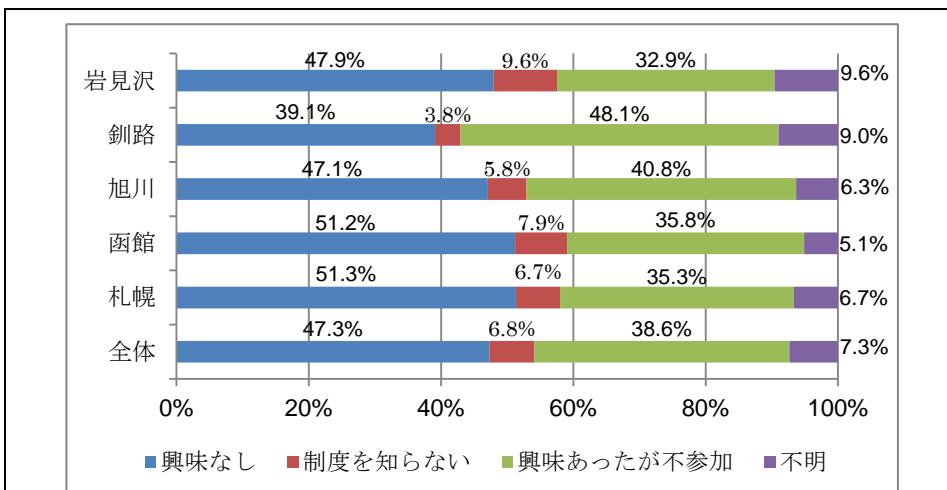


図 25 不参加者の理由

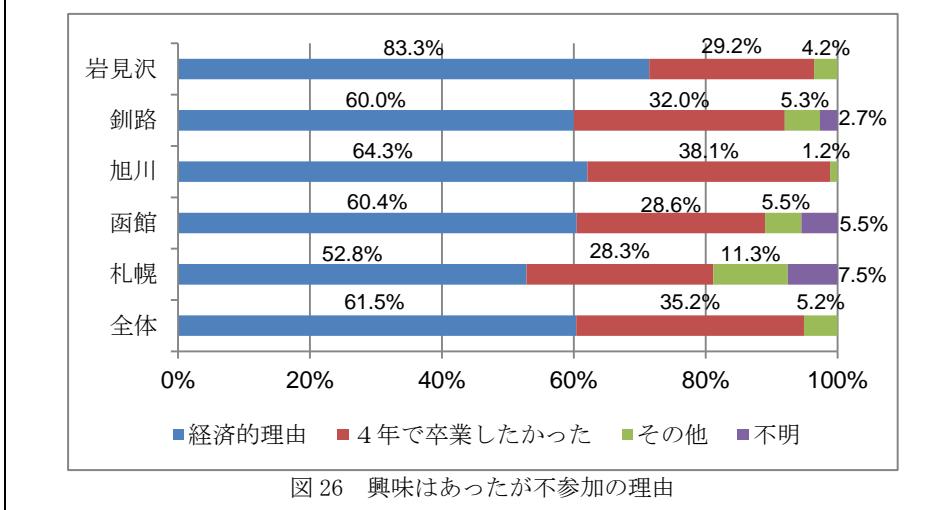


図 26 興味はあったが不参加の理由

・平成 24 年 5 月には国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項を作成し、それに基づき、アクションプランの各事項について到達目標及び実施計画を定め、その計画の実施活動状況を把握し、問題点や課題を明らかにし具体的な改善を図る体制を確立した。(資料 4-6)

資料 4-6 国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項 [資料 1-②-3 再掲]

国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項	
平成 24 年 5 月 17 日 国際交流・協力センター	
<p>この点検・評価実施要項は、「国際化に向けてのアクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)【その他計画的に推進するために必要な事項】「3. 点検・評価」に基づき、アクションプランに対する点検・評価の方法等について定めるものである。</p>	
<p>1. 点検・評価の対象 アクションプランの各事項について、点検・評価を実施する。</p>	
<p>2. 点検・評価の方法 各責任部局において、到達目標及び各年度の実施計画を策定し、各責任部局からの中間報告（実施状況）及び結果報告（実施結果・自己評価）に基づき、国際交流・協力センターが行う。 (点検・評価に係る項目について)</p>	

- ①到達目標
2年間（平成24年度～25年度）の到達目標を具体的に記述する。
- ②実施計画
到達目標の達成に向けて、各年度の実施計画を具体的に記述する。
また、実施に際し、必要な経費を計上する。
- ③中間報告
実施計画の実施状況及びその結果、問題点、今後の予定等について、具体的に記述する。
- ④結果報告
実施計画の実施結果及び自己評価、問題点等について、具体的に記述する。
自己評価は、以下により、評価する。
- IV・・・実施計画を上回って実施している
 - III・・・実施計画を十分に実施している
 - II・・・実施計画を十分には実施していない
 - I・・・実施計画を実施していない

3. 点検・評価の実施スケジュール

平成24年6月	【各責任部局】 ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の策定 <u>※各責任部局において、実施を進めていく。</u>
平成24年6月下旬～	【国際交流・協力センター】 ・「到達目標」及び平成24／25年度「実施計画」・「必要経費」の点検・確認 ・平成24年度「必要経費」の予算要求 ・「実施経費」の配分
平成24年11月	【各責任部局】 ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の計上
平成24年12月	【国際交流・協力センター】 ・「中間報告」及び平成25年度実施に係る「必要経費」の点検・確認 ・平成25年度「必要経費」の予算要求
平成25年4月	【各責任部局】 ・「結果報告」及び「到達目標」、平成25年度「実施計画」の見直し 【国際交流・協力センター】 ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告
平成25年5月	【国際交流・協力センター】 ・各責任部局で見直した「到達目標」及び平成25年度「実施計画」の点検・確認 ・「実施経費」の配分
平成25年11月	【各責任部局】 ・「中間報告」 【国際交流・協力センター】 ・「中間報告」の点検・確認
平成26年4月	【各責任部局】 ・「結果報告」 【国際交流・協力センター】 ・「結果報告」の点検・確認・評価 ・点検・評価について、役員会報告

観点 4 に係る分析結果

[分析結果]

優れている 相応である 一部問題がある 問題がある

[その根拠理由]

○ それぞれの活動を担当する組織が、必要に応じて活動状況の把握と検証を行い、その結果に応じて改善を行っている。

また、交換留学生と卒業生にアンケートを実施し、改善すべき事項を調査している。

なお、これまで体系的な検証活動は行っていなかったが、国際化に向けてのアクションプラン点検・評価実施要項を策定し体制を整備した。

[優れている点及び改善を要する点]

(優れている点)

- ・ 該当なし

(改善を要する点)

- ・ 該当なし

基準の分析結果

【現状分析と課題】

1. 現状分析

国際交流・協力の目的・理念は、平成 16 年度以降の第 1 期北海道教育大学中期目標並びに北海道教育大学憲章において、北海道教育大学が果たすべき役割、社会貢献の指針の一つとして明確に位置づけている。

また、こうした目的・理念を達成するため、平成 23 年に北海道教育大学国際化推進基本計画を定め、平成 24 年にはそこに掲げられた方策の具体的な実施計画として国際化に向けてのアクションプランを策定した。

国際交流・協力を実施・支援する体制整備については、平成 16 年、国際交流・協力活動を推進するための実施・支援体制として、学長室に国際交流・協力室を設置し、翌年、キャンパスごとの活動を統括するため、国際交流・協力センターに改組した。また、教育、地域人材養成に関する国際化の推進と本学の国際的プレゼンスを高めることを目的に学長室の一つとして平成 22 年に国際戦略室を設置した。

国際交流・協力活動の実施及び成果として、教育・学生交流に関しては、協定校の数は増加し現在、14 か国 32 大学と国際交流協定を締結している。また、これまで各キャンパス単位で行っていた協定締結を平成 18 年度より全学協定とし、教育学生の相互派遣・受け入れの各キャンパスへの門戸を広げている。

研究交流に関しては、学長裁量経費により教員の教育研究推進のための海外派遣を支援し、受け入れについては北海道教育大学外国人受託研修員規則及び北海道教育大学外国人研究員規則に基づき研究活動の国際化を図っている。また、環太平洋国際会議及び日・韓教育大学学長懇談会の開催や、ニュージーランド、フィンランドとの 2 国間における教育研究協力が図られている。

国際交流に関しては、JICA、JICE と協力して研修の受け入れや卒業生を派遣している。

以上の国際交流・協力活動については、各キャンパスにおける受入留学生の希望実態に即したコース編成など、国際交流・協力活動を担当する各々の部門、センター等が検証、改善を図っている。

2. 今後の課題

教育・学生交流について

- ① 派遣留学生の伸び悩み、及び留学生受入者数が第 2 期北海道教育大学中期目標・中期計画に掲げられている目標数 120 名に対して、約 3 分の 2 であることに関しては、多くの留学生を送り出し、また留学生受入数の目標を達成することに向け、持続的な取り組みを行うことが必要である。
- ② 平成 24 年 6 月 5 日に文部科学省が発表した大学改革実行プランとの関わりから、教育課程の見直しを要する。